

平成 26 年度
野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業

実績報告書



平成 27 年 9 月
野洲市 市民部 市民生活相談課

もくじ

はじめに	P. 2
●平成 26 年度野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業実績報告	
1. 相談支援事業について	P. 4
※国民健康保険資格証明書から生活困窮者を発見するプロジェクト	P. 13
2. 就労支援事業 について【やすワーク】	P. 15
3. 家計相談支援事業について	P. 18
4. 弁護士による困難事例検討会の実施について	P. 23
5. 生活困窮者支援調整会議の実施について	P. 25
6. 野洲市生活困窮者支援事業シンポジウムについて	P. 28
7. 学習支援事業の検討について	P. 40
●参考資料	
・資料 1 野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱	P. 63
・資料 2 野洲市多重債務者包括的支援プロジェクト	P. 66
・資料 3 野洲市生活困窮者支援事業相談申込書	P. 68
・資料 4 やすワーク受付票	P. 70
・資料 5 生活弱者発見 緊急連絡プロジェクト	P. 71
・資料 6 平成 27 年度野洲市生活困窮者支援事業	P. 72

※集計結果について：平成26年度7月より、平成27年度の生活困窮者自立支援法の本格施行に対応するため、従来の相談管理システムから厚生労働省から配布された「入力・集計支援ツール」（みずほ情報総研株式会社作成）による管理方法に変更しました。そのため、集計項目や結果に差異が生じています。

はじめに

少子高齢化や情報化、また国際化の進展、家庭、地域社会、雇用慣行の変化など、市民生活を取り巻く状況は急激に変化しています。このなかで貧富の格差が広がり、貧困の連鎖による負の再生産が大きな社会問題になりつつあります。

平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、全国各地で生活困窮者の支援がはじまりました。さまざまな複合要因で生活困窮状態に陥ってしまう、もしくはその恐れのある人たちをサポートする仕組みがようやく全国レベルで制度化されました。

野洲市においては、市民生活相談の展開として取り組んだ平成 23、24 年度実施のパーソナル・サポート・モデル事業、また平成 25、26 年度の生活困窮者自立促進支援モデル事業を経て本格施行を迎えました。

また、平成 26 年度においては、生活再建に結びつける取り組みをより強化するため、市役所が保有する滞納等のデータを活用し、生活困窮者をいち早く発見し、生活再建の視点を柱とした債権管理条例の制定や国民健康保険資格証明書から生活困窮者を発見するプロジェクトなどを始めました。このように、「おせっかい」と「一人から」を合言葉に、「しっかり安全・安心」を目標として当事者に寄り添いながら伴走し、市役所内の関係部署はもとより、市内外の関係機関、NPO 団体などと密接に連携・協働した取り組みを進めてきました。

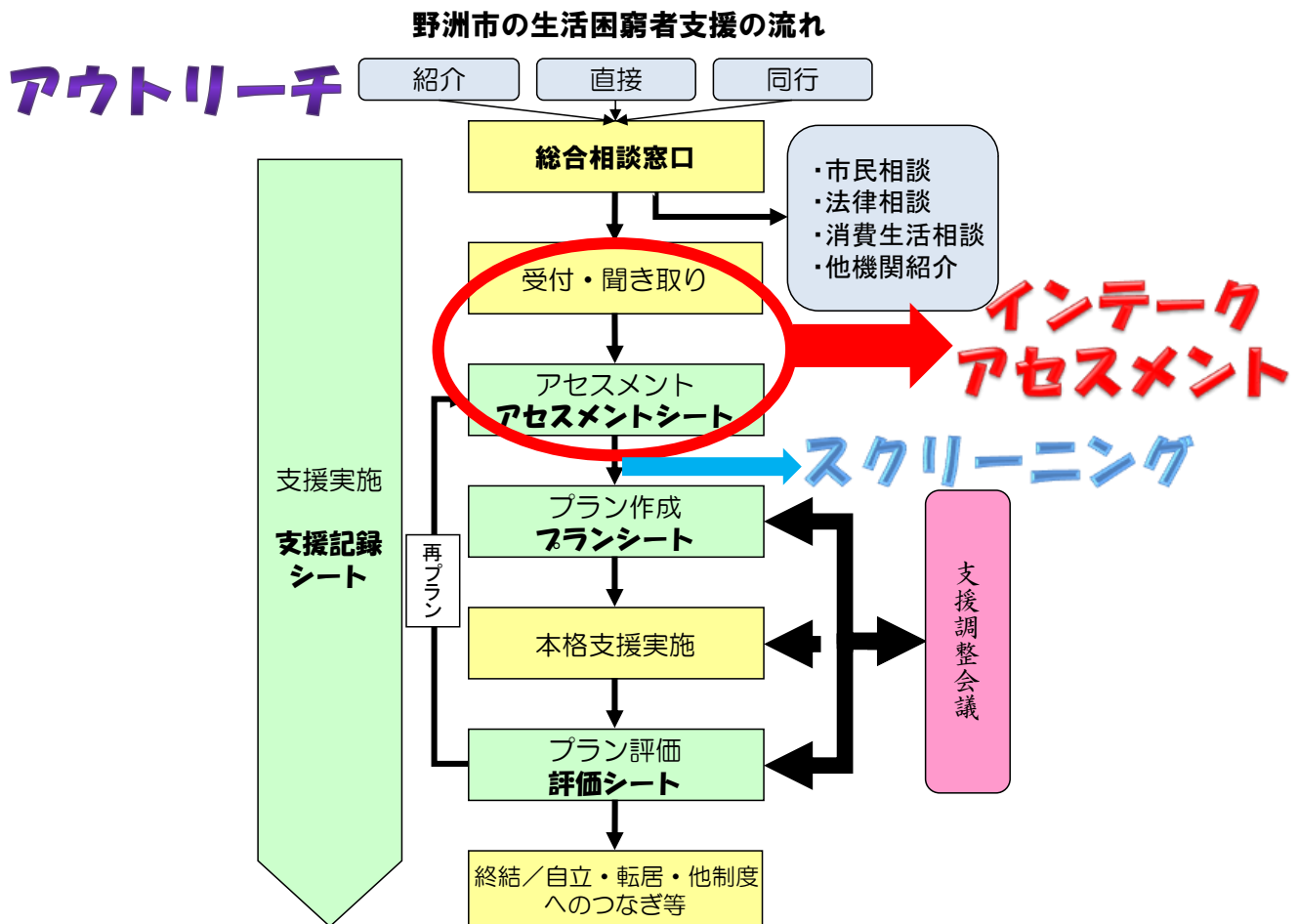
生活困窮者支援は、救急車や消防車、治水、交通安全、さらには公共施設の耐震対策などと同様にすべての市民のために必要不可欠なセーフティーネットです。病気、失職、事業のトラブルや災害など、いつでも誰でも生活困窮状態に陥る恐れがあります。そういった時にすぐに相談ができ、支援が得られる体制を構築するため、今後も野洲市役所が一丸となって関係機関やNPO団体等と連携・協働して地域全体のネットワークを充実させ生活困窮者支援を進めて参ります。

平成 27 年 9 月

野洲市長 山仲 善彰

平成 26 年度野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業実績報告

野洲市生活困窮者自立促進支援モデル事業は、平成23年度から取り組んできたパーソナル・サポート・サービスの取組みを基本とし、市役所の総合力で相談者の発見、生活再建支援を実施すること、併せて市役所と民間との協働により、生活困窮者と生活困窮者を取り巻く地域全体への働きかけを通じて、生活困窮からの脱却・自立を目指す地域の仕組みづくりを目的として実施しました。



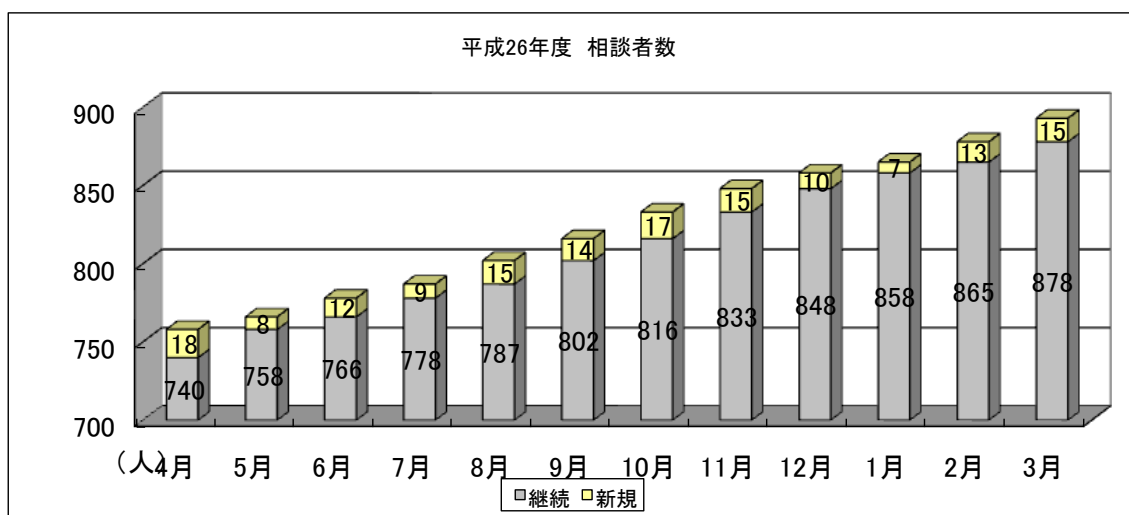
※支援調整会議は月1回開催 プラン・評価まとめて実施

1. 相談支援事業について

- ・ 26年度1年間の新規の相談者人数（実数）は、153人です。また23年度から通しての相談者人数（実数）の総数は、893人になりました。
- ・ 相談支援の延べ件数は、26年度は4,044件です。この相談延べ件数については、相談者との面談や支援対応のほか、関係部署や支援機関、家族等との状況確認やケース会議等の対応件数も含まれています。

（1）相談者の属性（n=153）

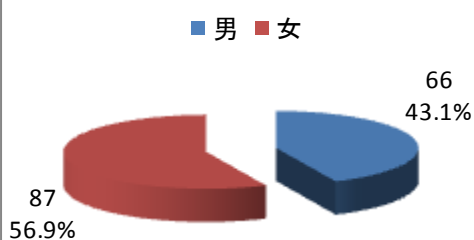
	H25末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
継続	－	740	758	766	778	787	802	816	833	848	858	865	878
新規	740	18	8	12	9	15	14	17	15	10	7	13	15
総数	740	758	766	778	787	802	816	833	848	858	865	878	893



- ・相談者の性別で見ると、男性66人（43.1%）、女性87人（56.9%）となっており、女性からの相談者が多いことが特徴です。この要因として、ひとり親の支援を行う子育て家庭支援課からの相談者が多くあり、母子の相談が多いことから、女性からの相談が多くなっていると考えられます。

		総合計	H23～H25 合計	H26	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
性別	男	374	308	66	5	2	5	3	4	6	10	7	5	3	8	8
	女	519	432	87	13	6	7	6	11	8	7	8	5	4	5	7
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	893	740	153	18	8	12	9	15	14	17	15	10	7	13	15

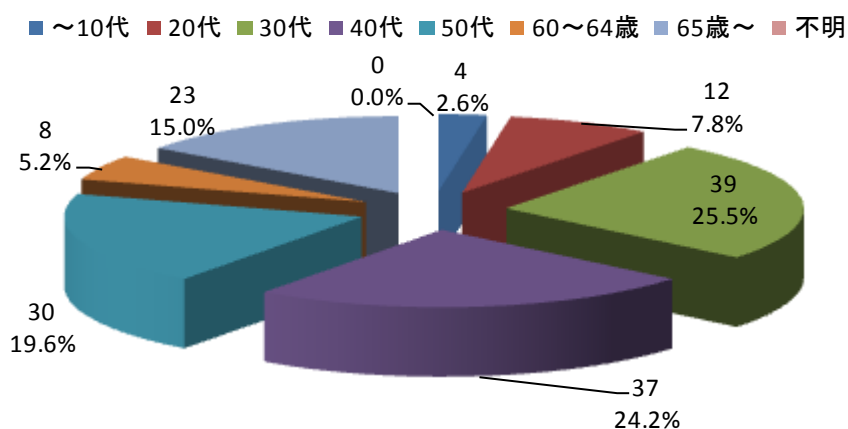
H26年度相談者性別



- ・年代別では、30歳代と40歳代で78人（49.7%）と、相談者の半数程度を占めています。60歳以上の相談も31人（20.2%）と高齢者からの相談も一定数あります。これは、高齢になると仕事がなく、また年金が少なく年金だけでは生活が出来ず困窮状態に陥っているのが要因です。

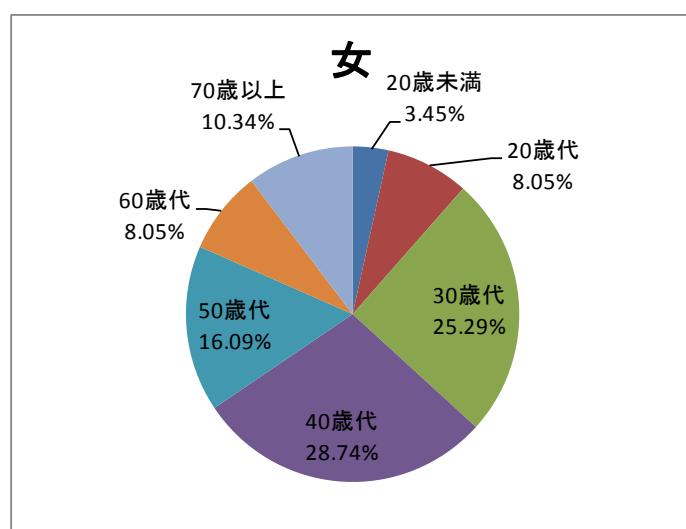
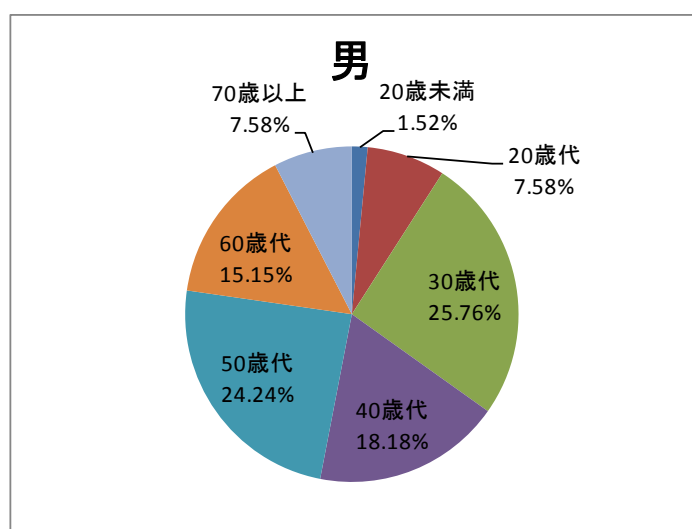
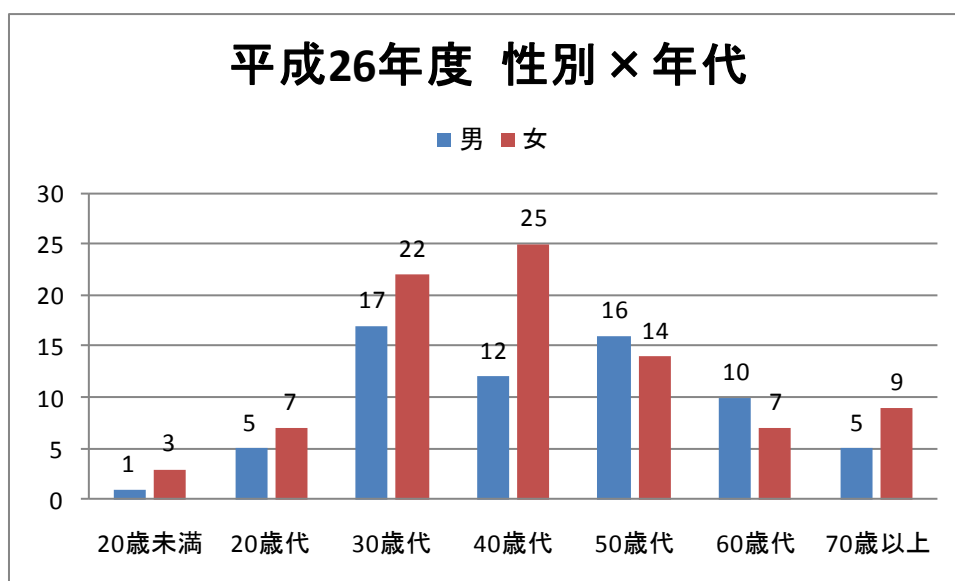
		H23～H25 合計		H26	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年代	20歳未満	14	～10代	4	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0
	20歳代	82	20代	12	3	0	1	0	3	1	4	0	0	0	0	0
	30歳代	196	30代	39	4	3	6	3	3	3	5	3	1	3	2	3
	40歳代	195	40代	37	6	0	1	2	2	3	4	4	5	0	5	5
	50歳代	104	50代	30	4	2	3	2	4	4	3	1	2	1	2	2
	60歳代	94	60～64歳	8	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	2
	70歳以上	55	65歳～	23	1	3	1	1	1	2	0	5	1	2	3	3
	不明	0	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	740	合計	153	18	8	12	9	15	14	17	15	10	7	13	15

H26年度相談者年代別

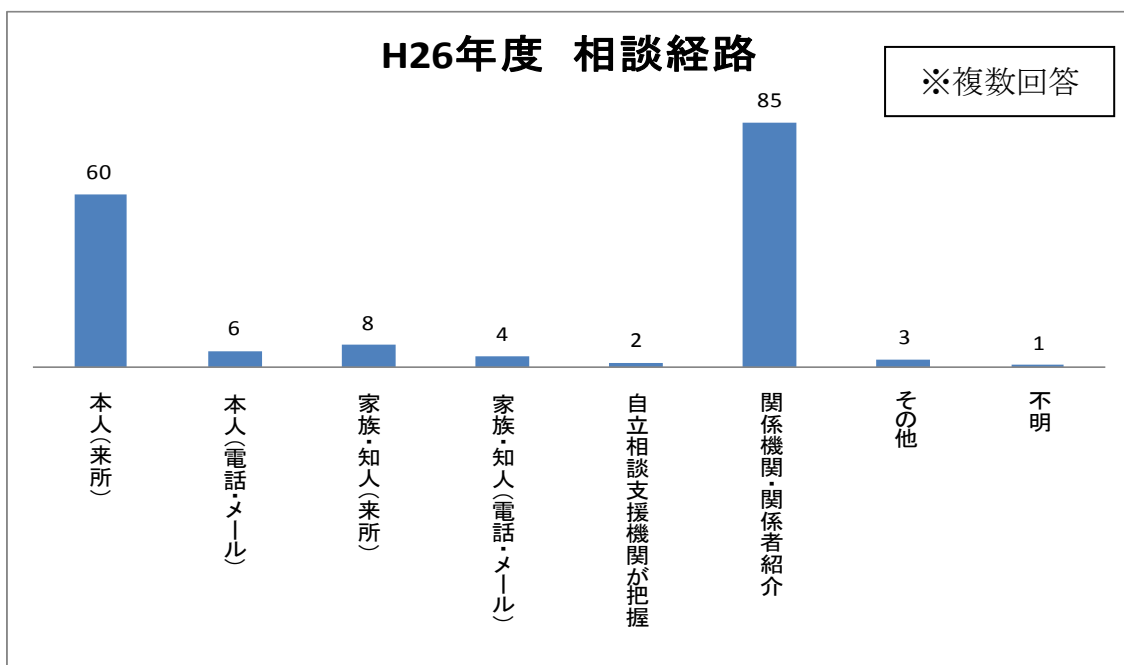


・男女別の年代を見ると、男性は30歳代、50歳代の相談者が多く、女性は40歳代の相談者が多くなっています。いずれも就職に関して難しい年代であることから相談者数が多くなっていると思われます。

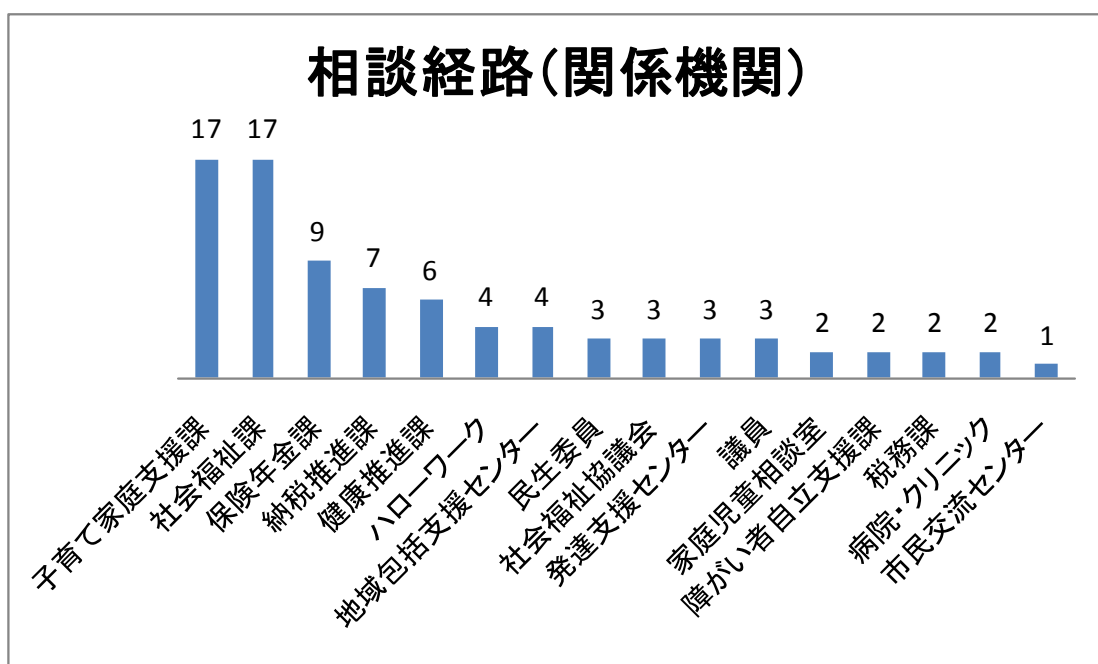
・女性の30歳代の相談者が昨年は55件ありましたが、今年度22件と大きく減りました。これは、前述のとおり母子の相談が多く、平成25年度において就労支援等で多くの相談者が就職できたことによる効果と考えられます。



・相談経路については、関係機関・関係者紹介からが85件と一番多く、庁内連携等の効果が出ていると考えられます。次いで、本人（来所）の相談が57件となっていますが、これは就労相談、生活相談の一体的実施施設である「やすワーク（後述）」による効果と考えられます。



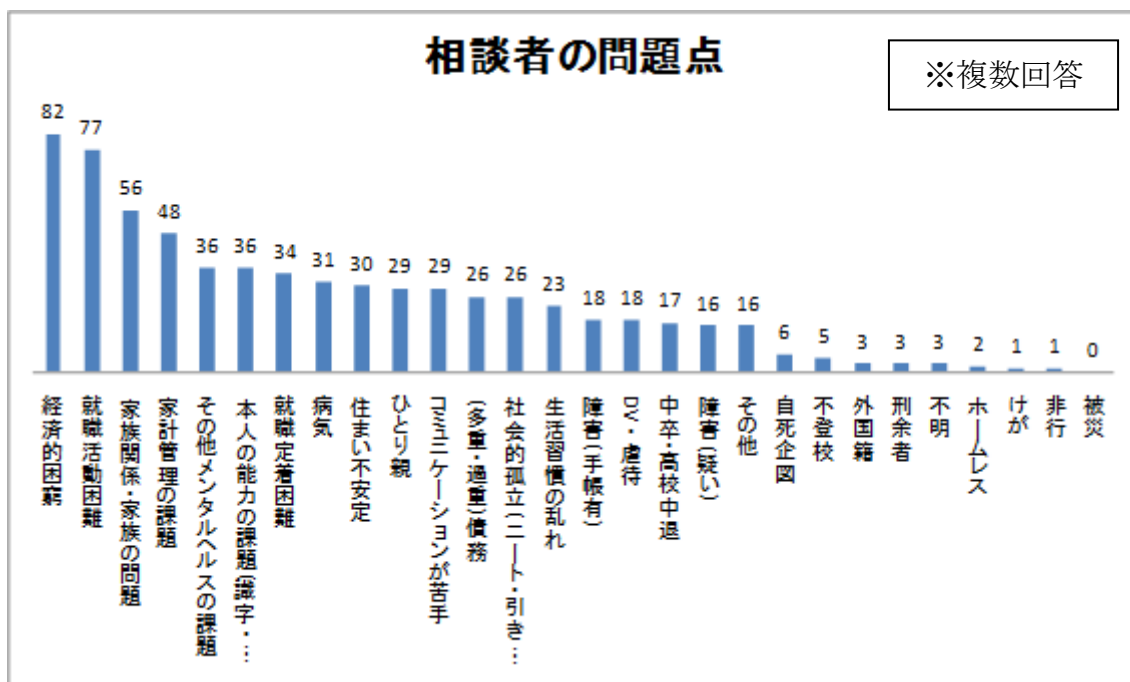
・関係機関からの紹介（上図85件）は、例年通り、子育て家庭支援課、社会福祉課からの相談が多くなっています。保険年金課からの相談が9件と、昨年度（1件）に比べ増えましたが、これは国民健康保険の資格証明書から生活困窮者を発見するプロジェクトによるアウトリーチの成果です。（P. 12参照）



(2) アセスメント結果の整理 (n=107)

- ・相談者との面談を経て支援が必要と判断した相談者107人について、アセスメント結果から見えてくる問題点として、672個の問題点を抽出しました。
- ・相談者1人当たりの問題点は6.3個と多く、生活困窮者が複数の課題を有していることがわかります。
- ・内容は、経済的困窮（82個）に関する問題点が一番多く、次いで就職活動困難（77個）が続きます。しかし、家族関係（56個）が3番目に入り、就労だけでは解決できない内容の相談も多くあることがわかります。
- ・家計管理の課題（48個）が半数近くあり、生活困窮支援において家計相談の必要性が分かります。
- ・その他メンタルヘルスの課題（36個）や本人の能力の課題（36個）、障がい疑い（16個）といった問題点も多くあり、障害手帳を有していなくても福祉サービスに繋ぐためのサポートが必要な相談者が多く、このサポートの仕組みづくりが必須です。また、精神疾患等においては、医療機関等との連携が重要となります。
- ・障害（手帳有）（18個）についても、障害者手帳等を取得している相談者の中に、就労活動をするに際し、事業者に対し障がいがあることを伝えるのか（オープン）、伝えずに一般で活動するのか（クローズ）などの支援において、相談者の思いと現実と隔たりがあるなど、支援の難しさがあります。
- ・就職定着困難（34個）については、就職をすれば支援が終わるのではなく、その後の定着についてどのような支援をすればいいのかが課題です。
- ・住まい不安定（30個）については、低収入や失業により家賃を滞納してしまう相談者が多く、住居確保給付金を効果的に活用する啓発が必要です。
- ・コミュニケーションが苦手（29個）については、相談を受けるにあたり、相談者の気持ちにいかに寄り添っていくかが重要となります。まずは、定期的に面談を重ねて日常会話をする、交換日記をする、などの相談者一人一人にあった方法を考えて接し、信頼関係を築くことから始めています。
- ・多重・過重債務（26個）については、生活困窮者の24.2%に借金問題があることがわかります。借金問題だけを解決しても生活再建にはならず、複数の問題を一緒に解決していくことが必要です。
- ・社会的孤立（ニート・引きこもり）（26個）についても、全体の24.2%あり、これは、生活困窮者支援は、経済困窮の問題だけではなく社会的孤立の問題にもきちんと向き合って取り組むことが重要とわかります。
- ・DV・虐待（18個）、自殺企図（6個）については、家庭児童祖困室、健康推進課等との速やかな連携、情報共有が必須です。重篤なケースになる前に、発見機能としての相談体制が重要といえます。

- ・不登校（5個）については、教育委員会、学校との連携が、生活困窮者支援においても重要と言えます。

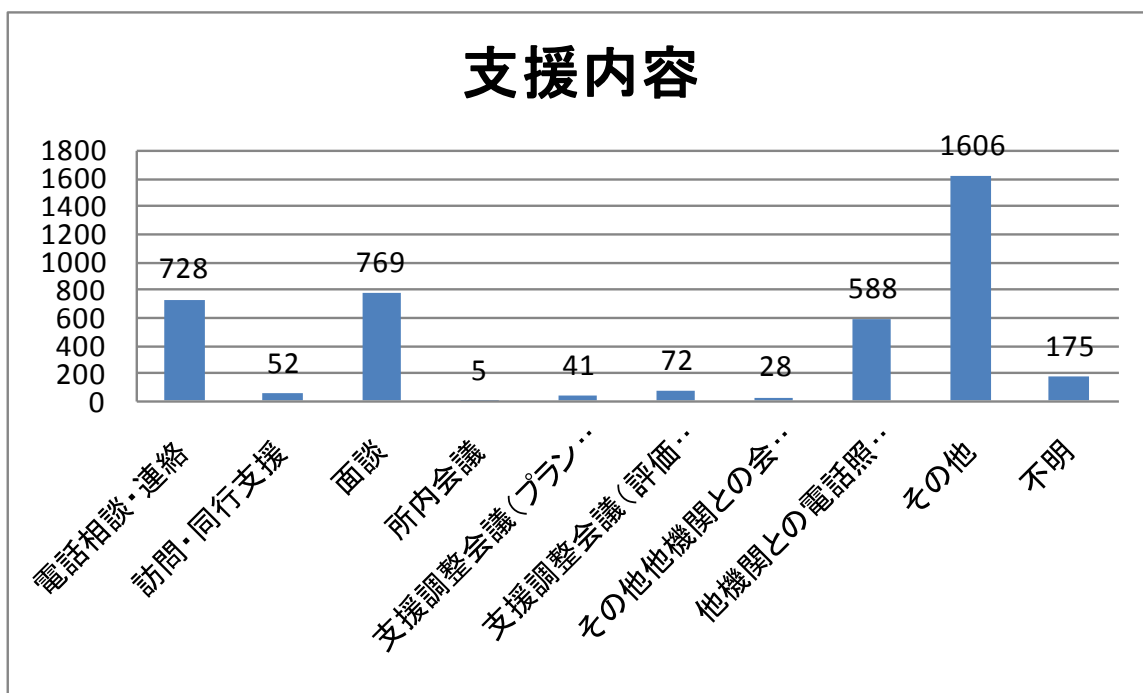


経済的困窮	82
就職活動困難	77
家族関係・家族の問題	56
家計管理の課題	48
その他メンタルヘルスの課題	36
本人の能力の課題(識字・言語・理解等)	36
就職定着困難	34
病気	31
住まい不安定	30
ひとり親	29
コミュニケーションが苦手	29
(多重・過重)債務	26
社会的孤立(ニート・引きこもりを含む)	26
生活習慣の乱れ	23

障害(手帳有)	18
DV・虐待	18
中卒・高校中退	17
障害(疑い)	16
その他	16
自死企図	6
不登校	5
外国籍	3
刑余者	3
不明	3
ホームレス	2
けが	1
非行	1
被災	0

(3) 支援内容 (n=4064)

- ・電話や他機関との調整など相談支援の延べ件数は4064件です。
- ・本人との電話や面談、他機関との調整が中心となっています。
- ・その他等に2000件弱入っていますが、これはシステム移行による移行前の支援状況が入っているためによるものです。



電話相談・連絡	728
訪問・同行支援	52
面談	769
所内会議	5
支援調整会議(プラン策定)	41
支援調整会議(評価実施)	72
その他他機関との会議(支援調整会議以外)	28
他機関との電話照会・協議	588
その他	1606
不明	175

・支援内容に係る連携機関は以下のとおりです。やすワーク（745件）での就労支援に関する件数が多くなっており、庁内においては生活保護を担当する社会福祉課（533件）、ひとり親の支援を行う子育て家庭支援課（203件）の件数が多くなっています。

・メンタルヘルスにかかる相談も多く、精神保健を担当する健康推進課（167件）とのやりとりも多くあります。

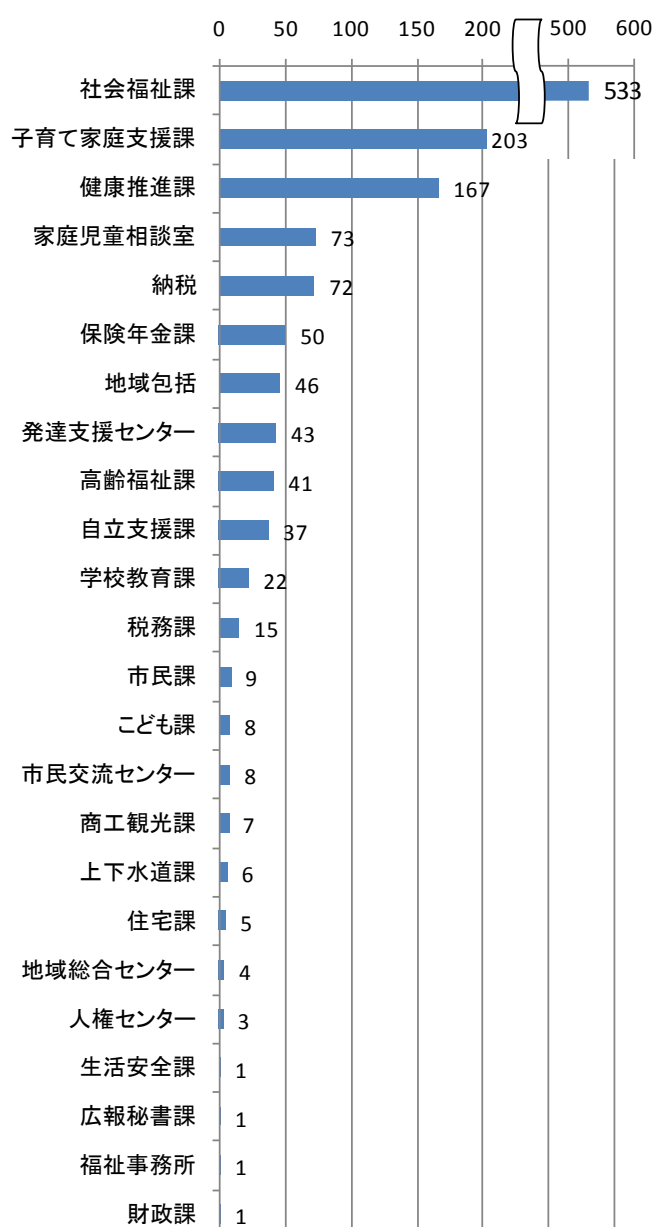
・野洲市の特徴としては、納税推進室（72件）との連携が多くあることです。これは、税金を滞納している相談者が多くあり、いち早く生活困窮者を発見し生活再建の支援をするアウトリーチ機能であるといえます。

・地域包括支援センター（46件）、高齢福祉課（41件）については、高齢者の年金を使い込んでしまう子ども等の経済的虐待と思われる事案の中で、子どもの

就労支援等に繋がるケースが多く寄せられていることが挙げられます。

- ・発達支援センター（43件）については、相談者に発達障がいがある、または子どもに発達障がいがあり、専門的な支援が必要と言えます。
- ・庁外では、金銭管理や貸付制度を有する社会福祉協議会（227件）とのやり取りが昨年度（153件）に比べても多くなっています。
- ・法律家との連携も多く、弁護士（76件）、司法書士（59件）との連携数を合わせると135件になります。多重債務の問題や相続等の問題など、法律家の協力が必要な場面が多くありました。

連携機関(庁内)

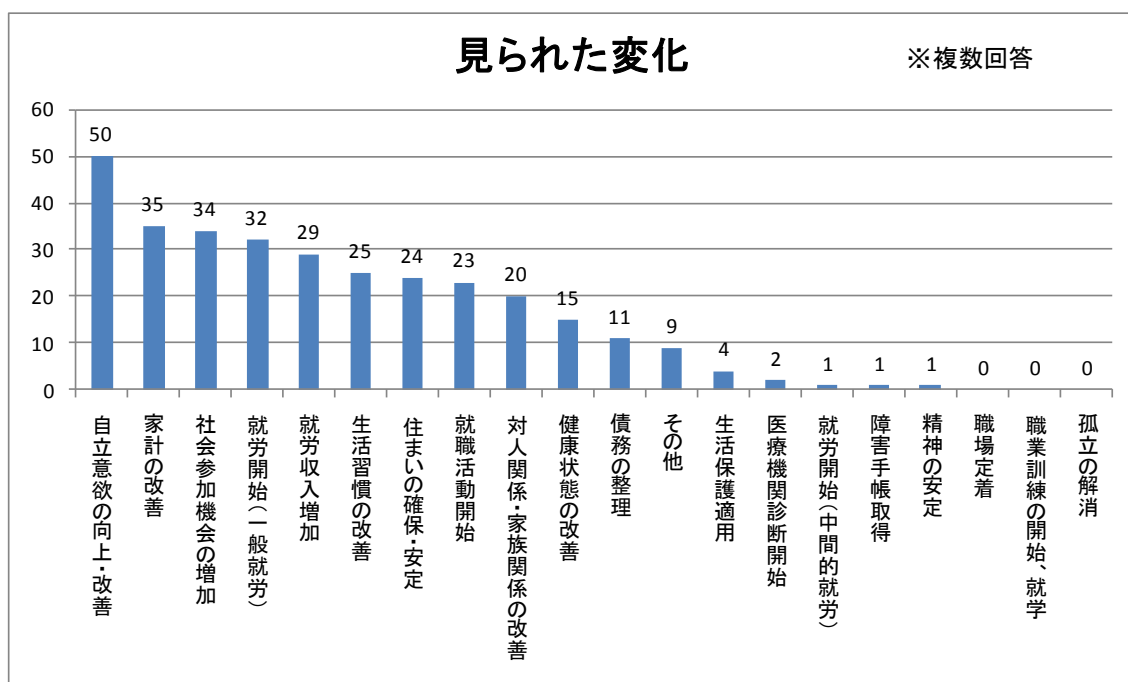


連携機関(庁外)



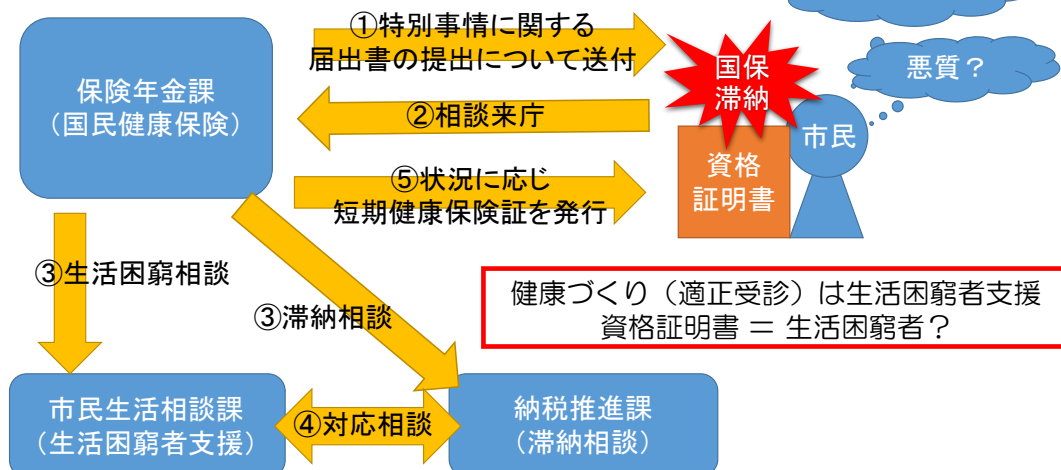
(4) 支援の効果 (n=67)

- ・支援を実施し、評価を行ったケース67件について見られた変化を集計した結果以下のとおりとなりました。
- ・自立意欲の向上・改善が一番多く50件となっています。支援をすることで、多くの人の意欲を喚起することができ、3番目に多い社会参加機会の増加も含め、前向きになってもらえた結果と考えられます。
- ・家計の改善が35件と2番目に多く、これは相談時に家計を含めた家計状況の聞き取りを徹底し、健康保険や年金、税金などの適正課税化を進めた結果と考えられます。家計相談に関しては後述しますが、自立相談支援と一体的に実施した結果と言えそうです。
- ・就労開始（一般就労）32件、就労収入増加29件とやすワークを活用した就労支援による効果が出ていると考えられます。しかし、就労開始（中間的就労）、職場定着、職業訓練の開始、就学など、就労支援に関しても複数のメニューの整備が必要と考えられます。



※国民健康保険資格証明書から生活困窮者を発見するプロジェクト

資格証明書から生活困窮者を発見



※野洲市国民健康保険被保険者資格証明書等交付要綱の改正
資格証明書の交付対象とならない特別事情に野洲市の独自基準を追加(平成27年4月1日施行)

(生活再建に係る支援を要する者に対する措置)

第7条 市長は、国保税を滞納している世帯主が生活困窮状態にあり、かつ、生活困窮者自立支援法（平成25年12月13日法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業の適用を必要とする者であると認めたときは、当該世帯主について特別の事情等を有する者とみなす。

様式第1号（第2条関係）	
平成 年 月 日	
野洲市長 山仲 善彰 様	
住所	
届出者（世帯主）氏名	
特別の事情に関する届出書	
国民健康保険法施行令に定める特別の事情について、国民健康保険法施行規則の規定により、下記のとおり届け出します。	
被保険者証 被保険者資格証明書	の記号番号 —
【特別の事情に関する届出】 保険税を納付することができない理由（具体的に）	
※ 特別の事情があることを明らかにする書類を添付してください。	
【公費負担医療等に関する届出】	
医療を受ける被保険者名	
医療等の名称	
※ 規定による医療等を受けることができる者であることを証する書類を添付してください。	
該当しているかどうかは裏面を参照ください。	
【特別の事情】 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は避難にかかったこと。 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 5 上記に類する事由があったこと。	
【公費負担医療等】 1 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給 2 児童福祉法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項（同法第24条の24第2項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 3 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号（新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第5項から第7項までの規定により適用される場合を含む。第27条の12第2号において同じ。）の医療費の支給 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 6 麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 7 母子保健法第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 8 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 10 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給 11 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1項の医療費の支給 12 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給 13 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第9条又は第4条の医療費の支給 14 国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給 15 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付	

- ・国民健康保険税の滞納が 1 年以上継続した場合に、保険証に引き換えて「資格証明書」を交付する。通常、医療機関の窓口負担は年齢・所得に応じて 1 ～3 割となるが、この資格証明書の交付を受けた場合は 10 割負担となる。
- ・ただし、納付ができない「特別な事情」を申告して認められた者等は、保険証の交付を引き続き（改めて）受けることができる。資格証明書の交付及び「特別な事情」等の基準は法令で定められており、以下のとおりである。

＜国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 1 条＞

- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
 - 2 世帯主又はその者と生計に一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
 - 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
 - 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
 - 5 上記に類する事由があったこと。
- ・事業以外の損失などでの事情で生活困窮状況となり保険税を納付する能力を失った滞納者については、生活困窮の実態は同等であるが、「特別な事情」に該当しない者として、保険証の交付をしてこなかった。（資格証明書の交付）
 - ・しかし、国からの通知等では医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対し 10 割分の医療費の支払いが困難と認められる者については資格証明書を交付しないこととなっている。

◎今回、生活困窮者自立支援法の施行を受け、野洲市国民健康保険被保険者資格証明書等交付要綱の改正を行い、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による相談支・支援の実施が必要と認められる者に対し、資格証明書を交付しない対象とした。

◎資格証明書の交付を受けている市民の多くは生活困窮者であり、生活困窮者の生活再建を進めていくうえで、健康づくり（適正受診）は必要である。

◎要綱改正を受け、保険年金課から資格証明書となっている世帯に対し、「生活困窮状態のため納付ができず、市民生活相談課にて相談を受けるなら保険証を交付する」旨の通知を送り、相談者の発見につなげた。相談につながった相談者については、保険年金課、納税推進課とともに、生活再建に向けた支援に取り組んでいる。

2. 就労支援事業 について【やすワーク】

平成23年度のパーソナル・サポート・サービス モデル事業から実施してきたハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け市役所にて出張相談を行う就職ナビゲーター事業を拡充するため、平成25年度より、野洲市と厚生労働省滋賀労働局（ハローワーク）と一緒に就労・生活支援を進める「やすワーク」を庁舎本館1階に開設しました。

これは、内閣府の「アクション・プラン事業」を活用して、ハローワークの就職支援と野洲市の生活支援を一体的に提供する取り組みで、「生活困窮者等を対象とした就労支援を一体的に実施するための協定」（平成25年4月1日締結）に基づき実施しています。

実施方法は、市役所内に個別ブースを設置し、ハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け、毎日10時～16時の時間帯において、完全予約制（1人45分間）で行っています。面接のためのスーツ貸出や、履歴書作成の指導助言、模擬面接、化粧の仕方などのツールも用意しています。

就労支援を行う各部署（商工観光課、社会福祉課、子育て家庭支援課、地域総合センター、市民交流センター、健康推進課、障がい者自立支援課等）の就労支援制度の担当者と連絡を取り合って、就職ナビゲーターと密に連携しながら、個別継続的に寄り添って支援を行うことで、相談者の就職活動を応援しています。

- ・ 就職支援ナビゲーターによる就職面談を受けたのは、191人（実人数）、延べ942件でした。その内、146人（実人数106人）が就労決定し、昨年（145人）と同等の数字となっています。
- ・ やすワークでは、相談者が市役所の落ち着いた環境で1時間の就労相談・情報提供を受けることができること、また各部署の支援する担当者等が同席して相談対応することで、情報共有ができてスムーズな連携支援に繋がるなど、などメリットが多く、生活支援とセットで行う就労支援は非常に有効です。
- ・ また、この146人の属性については、ひとり親家庭（33人）、生活保護受給者（28人）、住宅手当受給者（22人）となっており、様々な課題のある相談者の就労支援に対して、市役所内における連携の成果があったといえます。
- ・ 雇用形態については、就職決定者の内、正社員が21人、正社員以外（パート、臨時社員、契約社員など）が125人となっています。正社員の雇用形態が少ないというよりは、生活保護やひとり親家庭、障がい等、様々な課題のある相談者が、自立した社会参加に向けて就労決定し、第一歩を踏み出したことの成果が大きいと考えます。ただ、こうした課題のある相談者については、就労決定後も継続した支援が課題となります。

やすワーク 予約制 1日5枠（1人45分）	相談者人数（実数）	191人
	相談件数（延べ数）	942回
	就職決定者数	146人（実106人）

平成26年4月1日～3月31日までの就職決定者等の状況

就職ナビ（延べ回数／実人数）	942／191	総就職決定者	146人	（実106人）
----------------	---------	--------	------	---------

男	女	合計
56	90	146

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男	2	3	7	8	22	12	2	56
女	2	7	25	34	15	7	0	90
合計	4	10	32	42	37	19	2	146

職 種	人数	内 訳				
		パート	契約社員	派遣	請負	正社員
軽作業・工場等	60	30	5	20	1	4
清掃・施設管理	14	9	3	1	0	1
接客販売	11	7	0	1	0	3
事務	23	12	1	6	0	4
介護・福祉	13	6	3	0	0	4
調理関係	11	10	0	0	0	1
配送関係	9	5	1	0	0	3
農林水産業	5	4	0	0	0	1
合 計	146	83	13	28	1	21

属 性 ※重複回答あり	人数	内 訳				
		パート	契約社員	派遣	請負	正社員
生活保護	28	15	1	10	1	1
住宅手当	22	9	2	4	0	7
障がい	17	8	3	5	0	1
母子	33	13	4	8	0	8
寡婦	11	9	2	0	0	0
その他	96	58	7	17	1	13

- ・仕事がうまく探せない
- ・履歴書の書き方に自信がない
- ・職務経歴書ってなに?!

仕事はしたいけど 色々難しい...

ハローワーク職員の就職支援ナビゲーター & 市役所職員の相談支援員と一緒に相談いたします。

多彩な就職支援メニュー

ハローワークカードの登録
求人情報の提供
紹介状の発行
面接の日程調査
履歴書、職務経歴書指導
面接指導
就活メイク指導
就活スーツ無料貸出し など...

やすワークの手順



まずは
お気軽にお電話を!

ご予約は **市民生活相談課へ**

TEL **587-6063**

FAX **586-3677**

滋賀県野洲市小篠原2100番地1
(野洲市役所内)

相談時間

月曜日～金曜日

10:00～16:00 (各45分)
(土・日・祝祭日・年末年始は除く)

予約制

個室の相談室でゆっくりと
ご相談をさせていただきます。

秘密は厳守します。
費用は無料です。



しごとを探している方へ

やすワーク

をご利用下さい!

あなたの就職サポートします!



「やすワーク」とは...

平成25年4月1日付で締結した「野洲市と滋賀労働局が生活困窮者等を対象とした就労支援事業を一体的に実施するための協定」に基づき就労支援と生活支援を一体的に実施するために野洲市役所内に設置した施設です。



野洲市市民部 市民生活相談課

聞かせて下さい、その悩み。話して下さい、その思い。

- ・理由もなく解雇された
- ・生活が苦しくて食べる物が無い
- ・覚えのない高額請求がきた
- ・悩みがあって眠れない
- ・収入が不安定で先が見えない
- ・多額の借金を抱えてしまった
- ・離婚したあとの生活が不安



やすワークは、就職相談
だけではありません。

生活を抜きにして仕事のことは考えられません。
日々の生活費、家賃、ローン返済、育児、介護、健康など生活する中に悩みはつきものです。
やすワークでは就職相談だけでなく、生活全般を含めた総合相談も受け付けております。

失業によって住宅や生活にお困りの方に対する支援制度があります。
一人で悩まずに、ご相談ください。

住宅支援

住宅を失った、または失う恐れのある方に対し、家賃のための給付があります。

入居資金

住居を失った方に対し、新たに入居するために必要な敷金・礼金などの初期費用の貸付があります。

生活資金

公的資金の貸付開始までの期間あるいは職業訓練期間中の生活費などの貸付・給付があります。

職業訓練

再就職のための職業訓練などがあります。

労使間のトラブルに悩まれている方へ

解雇

配置転換

賃金不払い

雇止め

パワハラ

- ・労働条件に関する相談
大津労働基準監督署 ☎ 522-6641 (面接相談も可能)
- ・解雇、雇止め、労働条件の変更などの労働相談
滋賀労働局 総合労働相談コーナー ☎ 522-6648
- ・一人一人の労働者と使用者との間の紛争のあっせん
滋賀県労働委員会 ☎ 528-4473 / 4472

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、労働者と使用者との間のトラブルを解決するための専門的な都道府県の行政機関です。
あっせんの費用は無料で、秘密厳守で行われます。

- ・職業訓練、雇用保険等の手続き
ハローワーク草津 ☎ 562-3720

各種無料相談

法律相談

市民の方を対象に不動産・金銭・家庭問題・相続など弁護士・司法書士による法律相談を無料で行っています。
相談時間 午後1時～午後4時まで 1人(組)30分以内
申込み 事前予約制。前月より電話または、来訪により予約を受け付けます。
注意 相談はひとつの案件につきお一人様1回限りとなります。

税務相談

市民の方を対象に国税(所得税・相続税など)に関して近畿税理士会による税務相談を無料で行っています。
相談時間 午後1時～午後4時まで 1人(組)30分以内
申込み 事前予約制。前月より電話または、来訪により予約を受け付けます。
注意 相談はひとつの案件につきお一人様1回限りとなります。

行政士相談

市民の方を対象に公約書類の作成(申請・許可など)に関して滋賀県行政書士会会員による相談を無料で行っています。
相談時間 午前10時～正午まで 1人(組)30分以内
申込み 事前予約制。前月より電話または、来訪により予約を受け付けます。
注意 相談はひとつの案件につきお一人様1回限りとなります。

行政相談

市民の方を対象に主に国の事務に関するご意見や苦情について行政相談委員(2名)が相談に応じます。
相談時間 午前9時30分～正午 随時受付
申込み 事前予約は必要ありません。当日、直接会場へお気軽にお越しください。

生活相談

専門相談員が悪質商法や多重債務などのトラブルに関する相談に随時応じます。まずは、お電話を!

民事法律扶助制度

民事法律扶助とは...
日本司法支援センター(法テラス)が、経済的に困りの方のために、無料で法律相談を行い、司法書士・弁護士との費用の立替を行う制度です。
※利用できるかどうかは要件がありますので、まずは、ご相談ください。

日本司法支援センター

法テラス 滋賀地方事務所 <http://www.houterasu.or.jp/>
☎ 050-3383-5454 平日 9:00～17:00

3. 家計相談支援事業について（野洲市社会福祉協議会へ委託）

・家計相談支援事業については貸付制度や地域福祉権利擁護事業を実施している野洲市社会福祉協議会に委託し実施しました。

【家計相談支援事業仕様書】

ア. 目的

家計相談支援事業は、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱え、生活に困窮する者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的として取り組む。

イ. 契約期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

ウ. 支援対象者

野洲市民であって、失業や多重債務等により生活に困窮する者、あるいは家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者。

エ. 事業の内容

事業については、相談者の家計の状況の「見える化」と意欲の引き出し、アセスメント（家計診断）、家計支援計画の作成（支援の提案）、家計表等の活用や出納管理の支援を通じて家計収支の均衡を図り、家計管理能力を高めるための支援を行い、そのために必要な支援（給付や減免等の利用、生活福祉資金貸付の利用、債務整理のつなぎ等）の調整を実施する。

本事業は、以下の手順で実施する。

（１） 相談の受付・課題の把握

- ① 本人からの相談のほか、市民生活相談課や他関係機関等からの依頼等により、相談を受け付ける。市民生活相談課や関係機関等と連携し、相談者の利便性を考慮して行う。
- ② 相談により、家計及び債務の状況や相談に至った経緯を把握する。
- ③ 家計が崩れた原因や家計再生の可能性を分析し、市民生活相談課と調整の上、市民生活相談課での支援計画の策定の必要性及び他関係機関との連携の必要性について判断する。

（２） 家計支援計画の策定

- ① 家計表を作成した上で、家計収支の改善や家計管理能力の向上等を図るため、具体的な家計支援計画を策定する。

- ② 必要に応じて、債務整理や成年後見制度等を実施する支援機関、生活再建に関する行政サービス等の担当窓口を紹介し、又はこれら機関との情報共有・調整を行う。
 - ③ 家計の再生に当たって、貸付が必要と判断される場合は、貸付機関をあっせんする。その際、相談者の状況に応じた貸付金額、償還計画等について貸付機関との連携を確保する。
- (3) 支援の実施、評価
- ① 家計支援計画に基づき、家計収支の改善、家計管理の継続的な指導や相談者からの相談への対応を行う。
 - ② 必要に応じ、支援機関、行政サービス担当窓口、貸付機関に同行するなど他制度による適切な支援につながるよう関係機関との連携を確保する。
 - ③ 相談者の状況に応じて、定期的に生活状況や家計管理の状況を把握し、必要に応じて家計支援計画の見直しを行う。
- (4) 事業の報告
- ① 事業実施中においては、事業状況報告書を毎月提出すること。
 - ② 本事業の完了後、委託事業完了報告書と併せて、事業実績報告書を提出すること。
- (5) その他
- 本事業の遂行のために必要な業務を行う。

オ. 実施場所

野洲市役所市民生活相談課内相談ブース

カ. 実施方法

乙は家計相談支援員1名を配置し甲の開庁時間に準じて家計相談支援事業を実施する。

キ. 事業の適正実施に関する事項

- (1) 事業の実施に当たり、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮し、関係者間での個人情報の共有にできる限り努めると同時に、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らさないよう対策を行うこと。
- (2) 関係機関の間で情報共有を行うことについて相談者から支援開始時点において同意を得ておく。

ク. その他留意事項

仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定めるものとする。

平成26年度 家計相談支援事業 実績報告

	延べ 回数	実 人数	新規 利用者 人数	家計簿 作成 人数	貸付に 繋げた 人数	地域福祉権利 擁護事業に 繋げた人数	終了者人数 (利用に至らな かったケースも含む)
4月	39	5	5	3	1	1	
5月	46	6	1	5	0	0	
6月	66	8	2	5	0	0	1
7月	52	8	1	4	1	0	0
8月	43	8	2	4	1	0	2
9月	53	9	1	4	0	0	1
10月	64	10	2	5	0	0	1
11月	38	11	1	5	1	0	0
12月	40	10	1	5	0	0	2
1月	46	10	0	5	0	0	0
2月	30	10	0	5	1	0	0
3月	43	8	0	4	1	0	2
合計	560		16		6	1	9

【延べ回数内訳】

	面談	訪問	電話	関係機関関係者等 との連絡調整	ケース会議	合計
4月	18	1	6	12	2	39
5月	16	0	11	19	0	46
6月	16	1	11	37	1	66
7月	13	2	15	21	1	52
8月	12	1	10	20	0	43
9月	10	5	12	24	2	53
10月	7	4	33	19	1	64
11月	9	0	17	11	1	38
12月	14	1	11	13	1	40
1月	13	0	8	25	0	46
2月	8	0	8	14	0	30
3月	8	0	7	28	0	43
合計	144	15	149	243	9	560

年齢 性別	生活困窮に至る背景と要因	支援内容	関係機関・関係者
50代 男性	解雇	就労支援 ※金銭管理 家計相談	市民生活相談課 やすワーク 社会福祉協議会
30代 女性	母子家庭 家賃、水光熱費の滞納	※金銭管理 家計相談 臨時福祉給付金	市民生活相談課 住宅課 障がい者自立支援課 社会福祉協議会
40代 男性	住宅ローン 精神障害者、無職 高齢の両親と同居	住宅ローンの見直し⇒保留 就労支援 税金・保険の減免 家計相談⇒保留	市民生活相談課 消費者センター 納税推進室 ハローワーク(障害者担当) 医療機関
40代 男性	多重債務 (生活保護等返還金含む) 妻・子ども(4人)⇒知的障害者	債務整理 就労支援 家計相談⇒保留	弁護士 市民生活相談課 やすワーク 納税推進室 社会福祉課 障がい者自立支援課 子育て家庭支援課 健康推進課 学校教育課 社会福祉協議会
30代 男性	支出に占める生命保険の 割合が高い 解雇	生命保険の見直し⇒保留 住宅支援給付金 家計相談⇒保留	市民生活相談課 消費者センター 社会福祉課
30代 女性	多重債務 ギャンブル依存 母子家庭 生活保護 精神障害者	債務整理 家計相談	司法書士 市民生活相談課 消費者センター 健康推進課 家庭児童相談室 社会福祉課 地域生活支援センター 訪問看護 訪問介護 医療機関

年齢 性別	生活困窮に至る背景と要因	支援内容	関係機関・関係者
30代 女性	多重債務 夫の就労が定着しない	債務整理 就労支援 住宅支援給付金 小口資金貸付 家計相談 臨時福祉給付金	司法書士 市民生活相談課 やすワーク 消費者センター 社会福祉課 家庭児童相談室 健康推進課 子ども課 社会福祉協議会
30代 男性	多重債務 ギャンブル依存	債務整理 就労支援 家計相談 臨時福祉給付金	司法書士 市民生活相談課 やすワーク 消費者センター 医療機関 ギャンブル依存症リハビリセ ンター
70代 女性	経済的虐待 夫⇒措置入所	家計相談 生活相談 自殺予防	成年後見人 司法書士 市民生活相談課 地域包括支援センター 高齢福祉課 ケアマネジャー 介護福祉施設

4. 弁護士による困難事例検討会の実施について

滋賀弁護士会から弁護士の派遣を受け、それぞれが抱える解決困難な事例について、各部署が集まり弁護士のアドバイスを受ける等、毎月1回（年間11回開催）困難事例検討会を開催しました。様々な事例が寄せられましたが、この検討会を実施することで、各部署・支援機関の情報共有や連携強化と支援を担当する職員のスキルアップに効果があったと考えています。

全11回の参加機関は、市役所が13部署、外部機関が7機関となっています。様々な課題がある相談事例について、解決のためには、連携して支援することの重要性がわかります。

◆ 参加機関（全11回開催）

市役所内	外部関係機関
学校教育課	弁護士
家庭児童相談室	ハローワーク草津
高齢福祉課	NPO法人成年後見センターもだま
地域包括支援センター	草津保健所
社会福祉課	野洲市社会福祉協議会
発達支援センター	介護サービス事業所
納税推進室	訪問看護ステーション
健康推進課	
地域生活支援室	
保険年金課	
子育て家庭支援課	
障がい者自立支援課	
市民生活相談室	

回	相談日	弁護士名	内容
1	5月16日	小原 卓雄	精神疾患の妹を理由に定職に就かず借金と税金等滞納を繰り返すアルコール依存疑いの兄の支援
2	6月20日	永芳 明	知的障がい者等8人家族で多額の生活保護等返還金含む家計管理が出来ない多重債務世帯の支援
3	7月18日	石川 賢治	他人の家に住み着き部屋にひきこもっている知的障がいのある住所不定の女性の支援
4	8月26日	古山 力	精神疾患で措置入院中の息子と息子から虐待を受けている母親の生活支援
5	9月19日	稲田ますみ	仕事を転々とし身分証明書がなく素性のわからない家出した夫と残された母子の生活支援について
6	10月17日	樋口 真也	資格証明書で病院に行けない母親とブラック企業に勤める困窮親子の生活・就労支援
7	11月17日	坂梨 勝彦	融資詐欺に遭った大学生の携帯電話不正契約トラブル 携帯電話販売店の過失責任について
8	12月19日	白木 優	近所トラブルを繰り返す母親の生活支援と母親に虐待をする息子への就労支援と滞納税の対応
9	1月16日	黒田 啓介	生活保護受給者夫婦の成年後見申し立てと介護サービス、妻の交通事故の損害賠償手続きにについて
10	2月20日	杉山佐枝子	精神疾患がある妻と金銭管理のできない自営業の夫の家族が家賃滞納で強制退去を受け生活困窮支援
11	3月20日	俣木 徹	近隣トラブルを繰り返し地域で迷惑行為をする精神疾患のある一人暮らしの男性の生活支援

5. 生活困窮者支援調整会議の実施について

生活困窮者自立促進支援モデル事業において実施する自立相談支援モデル事業は、生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個々人の状態にあった支援計画（プラン）の作成、評価を行い、関係事業との連携を含めた包括的な支援を行うものとされています。そして、そのプランおよび評価について支援内容の調整・確認を行う支援調整会議が、自立相談支援モデル事業運営要領に位置付けられています。

そこで野洲市では、自立相談支援モデル事業運営要領に基づく支援調整会議として、以下を目的として実施しました。また、6回目（9月30日）以降は、支援調整だけではなく、課題のテーマを決めて今後の仕組みづくりに向けた話し合いを行いました。

（支援調整会議の目的）

- ・プラン内容の妥当性についての関係機関・関係者間の確認
- ・関係機関・関係者間の協議の上で、プランについて必要な修正を実施
- ・プランに基づく今後の支援にあたっての支援方針及び各機関・関係者の役割の確認

構成員については、以下の団体ですが、その他、必要に応じ関係機関に参加を求めることができますこととしています（表には、「追加メンバー」として記載）。

＜毎回参加の構成員＞

NP0法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会
草津公共職業安定所
社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
野洲市健康福祉部社会福祉課
野洲市市民部市民生活相談課（事務局）

回 日程	法律家名	追加メンバー	内容
第1回 4/22	羽田 慎二		全支援内容の確認と関係機関との支援調整
第2回 5/27	高橋 陽一		全支援内容の確認と関係機関との支援調整
第3回 6/24	小川 恭子		全支援内容の確認と関係機関との支援調整
第4回 7/29	土井 裕明		全支援内容の確認と関係機関との支援調整
第5回 8/26	黒田 啓介		全支援内容の確認と関係機関との支援調整
第6回 9/30	元永佐緒里	地域包括支援 センター	全支援内容の確認と関係機関との支援調整 (テーマ検討) 高齢者虐待／5080問題 ① 母親の年金に依存する無職息子の経済的虐待と就労支援
第7回 10/28	土井 裕明	健康推進課	全支援内容の確認と関係機関との支援調整 (テーマ検討) こころの問題 ① 地域住民に対する個人情報提供の取り扱い ② 就労不可との医師の診断に従わない相談者の支援 ③ 障害手帳のない精神疾患のある相談者の就労支援
第8回 11/25	永芳 明	健康推進課 発達支援センター	全支援内容の確認と関係機関との支援調整 (テーマ検討) ひきこもり ① 大学卒業後の若年者ひきこもりについての就労支援 ② 初職での挫折によるひきこもりの支援 ③ 社会経験のない相談者の就労支援 ④ 納税相談からひきこもりの発見
第9回 12/24	永芳 明	高齢福祉課 協働推進課	全支援内容の確認と関係機関との支援調整 (テーマ検討) 地域の連携 ① 自治会費未納からの相談支援のつながり

第10回 1/27	小川 恭子	守山野洲少年 センター 学校教育課	全支援内容の確認と関係機関との支援調整 (テーマ検討) 若年者の就労支援 ① 生活保護の母子家庭の16歳娘の支援 ② 母子家庭で中学卒業後就労希望の15歳少年の支援 ③ 彼女が妊娠している17歳少年への支援
第11回 2/24	黒田 啓介	守山・野洲更生保護 サポートセンター 滋賀県地域生活 定着支援センター	全支援内容の確認と関係機関との支援調整 (テーマ検討) 刑余者 ① 養育能力のない妻と刑余者の夫の家族支援 ② 精神疾患のある刑余者の定着支援
第12回 3/24	元永佐緒里	済生会滋賀県病院 保険年金課	全支援内容の確認と関係機関との支援調整 (テーマ検討) 国民健康保険 ① 無保険の生活困窮女性の医療支援 ② 国民健康保険資格証明書からの発見プロジェクト事例

6. 平成26年度野洲市生活困窮者支援事業シンポジウムについて

【シンポジウムの目的】

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。厚生労働省が2014年7月にまとめた「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（2012年は122万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は16.1%であり、実に6.2人に1人が貧困状態となっている。これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」も16.3%となり、ともに過去最悪を更新しています。

こうした状況に対応するため、平成27年4月、生活困窮者自立支援法が施行され、野洲市においては、先行的に平成23年度からパーソナル・サポート・サービスモデル事業、生活困窮者自立促進支援モデル事業の取り組みを始めました。

生活困窮者支援は、いざと言う時のセーフティネットであることは言うまでもありませんが、生活困窮状態からの自立は簡単にはいきません。待っているだけでは相談に来られず、就職先を紹介するだけでは雇用につながらず、お金を貸しても自立できなければ焦げ付いてしまいます。さらに、アルコール依存や摂食障害、うつ、介護疲れ、虐待、ひきこもり、浪費癖、触法行為などさまざまな問題が複合的に絡み合って生活困窮状態に陥っていることがほとんどです。

では、そういった状態の人たちにどういった関わりをすれば、自立することができるのか。そもそも生活困窮状態からの自立とはいったい何なのか。生活困窮者支援における、セーフティネットとしての自治体の責務と地域とのつながり、役割や、また、生活困窮者支援を通じて、生きる政策・生きるつながりについて、地域の関係団体、地域住民とともに考える機会として、シンポジウムを開催しました。

【テーマ】 今あるべき自治体セーフティネットとは
～生活困窮者支援を通じて考える生きる政策・生きるつながり～
【日 時】 平成 27 年 3 月 18 日（水）午後 1 時 30 分～4 時
【会 場】 野洲市文化ホール小劇場
【対象者】 市民、民生委員、自治会、地域福祉サポーター、職員など
【参加者人数】 119 名

【プログラム】

13：30 開会の挨拶 野洲市長 山仲善彰
13：35 報告「野洲市の生活困窮者支援の取り組みについて」
市民生活相談課主任 宇都宮誠実
13：45～14：25 基調講演 「新しい支えあいのための生活困窮者自立支援法」
中央大学教授 福祉政治論 宮本太郎氏
14：35～15：55 市長対談 山仲市長&宮本太郎氏
進行 市民生活相談課専門員 生水裕美
16：00 閉会の挨拶 市民部長 富田久和

【基調講演要約】

「新しい支えあいのための生活困窮者自立支援法」
中央大学教授 福祉政治論 宮本太郎氏

講演内容

1. セミナー開催の背景

生活保護受給者が増大し、社会保障費用増大を招く中、厚生労働省は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設すべく平成27年4月より「生活困窮者自立支援法」を施行する。生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、就労・雇用支援へ結びつけることで、地域の再生につなげていくもの。

具体的には、各市町村に包括的な相談支援（居住確保、就労支援、家計支援、子供・若者支援）を行うもの。滋賀県野洲市は、困窮者自立支援という課題解決の先進自治体として、法成立のモデルケースとなった。

2. 講演概要

○日本の社会保障支出はGDPの23%を占め、英国を抜いてオランダなみに高いものの、子供の貧困率、女性の貧困率、高齢者の貧困率は先進国の中で非常に高いという問題がある。この理由は、一言で言うと、子育て世代に薄く、高齢者世代に手厚い社会保障体系となっていること。

- 高度成長時代に設計された社会保障設計は、男性の正規雇用者は終身雇用で、退職後は公的年金で保障する２本柱であった。しかし、日本経済の構造変化でこの構図が崩れてしまい、非正規雇用の増大、年金不安と社会保障費用の増大を招くことになった。
- 若年層は、非正規化・未婚化・離職・失業、高齢者も低所得と高所得の２極化した。
- 今般のフランス経済学者 トマピケティの「２１世紀の資本」ブームは、日本で、格差拡大への懸念に共感を呼んだもの。格差をなくすことはできないが、その差があまりに拡大し、社会不安となることを懸念したのではないか。
- これまでは、支える側が雇用でしっかり支え、支えられる側が「社会保障」を受ける、いわば、健康・健常・若さと病気・障害・老いの２分法の時代だったが、今後は、現役世代は子ども・子育て支援、再教育訓練で支え、支えられる側は「生活困窮者自立支援」「共生型福祉」「障害者総合支援」「高齢者自立支援」でアクティブに支え合う時代に移行すべきではないか。
- 生活困窮者自立支援法前の全国でのモデル事業では、自立相談支援・家計再建支援・住宅確保支援・学習支援・就労準備と就労訓練支援の実施により、福祉事務所では生活保護適用ならび廃止、医療機関では受信開始、コミュニティでは住まい確保、ハローワークでは、就職活動開始、地域経済へは就労開始などの効果が現れた。これが、自治体の取り組みのインセンティブになろう。
- モデル事業で不足が指摘された資源は、就労訓練の場、生活スキルの場、NPOなど支援団体、一般就労先、金銭管理を支援する金融機関などであった。
- 持続可能なまちづくりの根本問題としての困窮者支援をとらえるべきで自治体消滅時代の地方発・東京流入型の貧困であり、高齢者・こども、女性、障害者など様々な問題の根っこに困窮問題がある。
- 自治体は、福祉部局(保険・年金、税務課、市民生活課)と雇用部局・地域経済部局(商工労働課、観光課)と連携し、強くしなやかな自治体づくりの契機とすべき。
- 困窮化支援と高齢者の「地域包括ケア」をさらに包括化し、介護・医療・生活支援・住宅・就労支援・子供女性支援を一体のものとして捉えるほうが効率的ではないか。
- 地方創生の観点では、自治体における雇用のプラットフォーム形成や地域連携型の困窮者支援事業が生み出されるだろう。
- 困窮者支援は、自治体行政の試金石で、この新法への取り組み次第で、地域力が高まる。

* 要約 株式会社十六総合研究所リサーチ&コンサルティング部長
主席研究員 小森 忠良氏

【市長対談論点】

時間	論点	発言者
論点①	生活困窮者という対象者が分からないと悩まれている自治体が多い。 生活困窮者とはどういう人たちのことか。	宮本氏 山仲市長
論点②	生活困窮者の自立とは何を意味するのか。 また、自立するためには何が必要なのか。	宮本氏 山仲市長
論点③	生活困窮者に対して、世間では自己責任論が問われている。 それと併せて、「自助」「公助」「共助」の中でも、最近特に自助が強調されていることについて。	宮本氏 山仲市長
論点④	4月からスタートする生活困窮者自立支援法。この法律によって、社会の何が変わるのか、一番大きく変わる点は。	宮本氏
論点⑤	市役所が、困窮者支援に取り組む必要性。行政サービスの役割が変わっていく中で、市役所はどう変わっていかないといけないのか、基礎自治体の求められる役割について。	山仲市長
論点⑥	地域のつながりを作り直すとは？具体例について。	宮本氏
論点⑦	どんな「まちづくり」を目指しているか。	山仲市長

【会場からの質問】

◎宮本さんに聞いてみたいこと

- ・個々の自治体で先進的な取り組みをしている所があつてすごいなあと感じることが、他の自治体に 一気に広がればよいと思うのですが、そうはいっていない状況が多いと思います。原因は何ですか？
- ・イギリス・オランダに比べ貧困率が高いのは、日本の高齢化率が高いことが起因しているのではないのでしょうか。また日本人は自立心が欧米に比べやや低いために「公」に依存する気持ちが強いのでは。
- ・生活保護受給者の削減を目的とした法律ではないが、納税者意識として、税の負担が減ることになるので、受給者の削減を目的のひとつにしてもよいのではないのでしょうか！

- ・認知症についての取り組みについて。
- ・日本では対人援助に対する社会的な評価が低く、雇用環境や賃金も相対的には良くないと聞きます。性別役割分業のモデルの影響もあると思いますが、対人援助の人手不足や使い捨てをなくしていくために、社会的なイメージを変えていくことが必要ではないかと思います。財政難を理由になかなか予算がつけられない状況で、何か解決策や各地で取り組んでいく具体的な提案があればお聞かせ下さい。
- ・生活困窮者自立支援事業において、弁護士・司法書士に期待することと求めたいことは何か？
- ・中間的雇用が具体的にイメージしにくいです。どこで(事業所)誰が、行うものなのでしょうか。法的なくくりは(位置付け)は？教えていただけたらありがたいです。
- ・就労でのミスマッチの具体的な解決方法を教えていただきたい。生活困窮者に問題があるのですか？
- ・仕事上、障害福祉サービス事業所における「福祉的(?)就労」をよく見かけています。障害がある方が時給300円～500円程度で実質の労働をしています。「多様な働き方」と言えば都合が(聞こえが)良いですが「便利づかい」しているだけにも見えます。労働力を安く買いたたいているだけのような事務所も実際たくさん存在しますので、あまり進めるべきではないと思います。本当に「援助付き雇用」を実現するのであれば、「労働法」を触らなければならないと思いますが、いかがですか。(あるいは賃金補てん制度)
- ・取り組みの最重要ポイントは？(地域住民として)
- ・生活困窮者支援に関して、市民が新たにどのようなことができますか？
- ・みえにくい(あるいは、みえにくくされている)困窮者への支援はとても難しいように感じます。ひとりひとり事情がちがうなかで手厚いサービスを用意するためには、これから何が必要になってくるでしょう？
- ・一方で政府は、非正規労働者長期雇用できるよう制度の見直しを図っており、貧と富の格差が今後更に拡大すると思うか。
- ・地域包括部、困窮者支援、とても大切ですが地域でのリーダーシップの発揮が必要。それをどう仕掛けていくか。

◎市長に聞いてみたいこと

- ・地方都市で就労支援による就職率を上げようとしたら、早期に就職してもらおうとすると、近隣の大きな都市に就職先を求める可能性があり、就職がきっかけで転居すれば現役世代の流出によって地域の衰退が加速する危険性があると思います。野洲市ではどのような就職先、就労支援を考えて実践して

いますか。

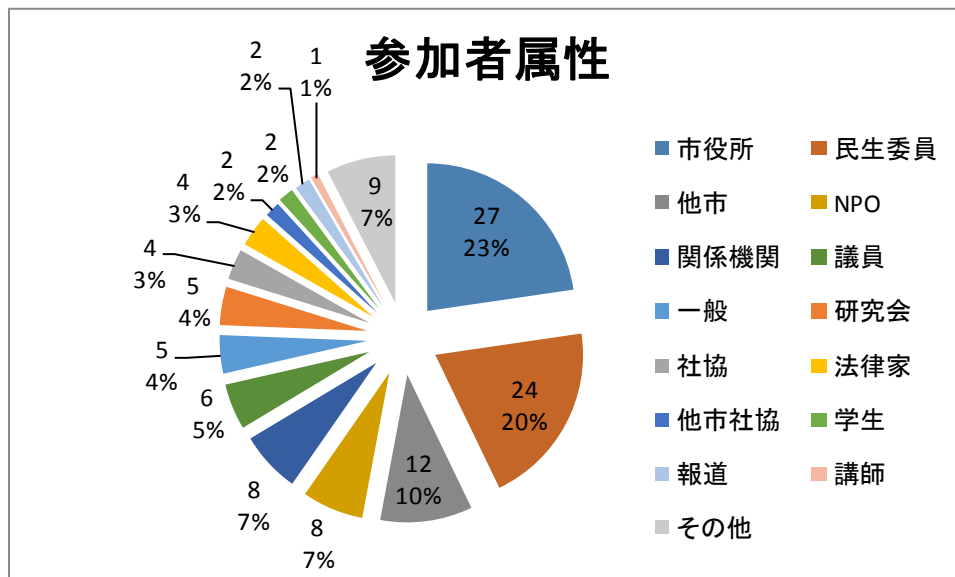
- ・野洲市のセーフティネットを展開していくと、市役所の組織運営の方法が大きく変わります。市民生活相談課が市役所の多くの機能を使うには、調整する権限と人材が必要になると思われます。そこで、この制度を発展させるために、市役所内のネットワークの進め方、コーディネート能力の高い人材育成をどう進めますか？
- ・市の生活困窮者自立支援事業で実際に弁護士・司法書士はどのような関与をしているのか？
- ・野洲市が「生活困窮支援」について、ここまで前向きな理由は？休日の相談体制は？
- ・庁内の各部署の連携に関して、今課題となっていることはありますか？
- ・野洲市が新たに始められる取組のひとつ、「学習支援事業について」質問があります。宮本さんの講演のとおり、困窮者支援へ取組はまちを元気にすると思います。しかしながら、学習支援ということについては最も理由や、今後どのように行うつもりなのかについて詳しくお伺いしたいです。
- ・学習支援について、対象者をどこで線引きするのか。
- ・学習支援は中学校からとのことだが、小学校の時点ですでに支援が必要な子ども達も多く、再考されたい。また、学習以前にまともな食事すら得られない、居場所の無い子どもが存在する現実の点からも対象を小学生からとすべきと考えるが如何か。

【参加者からの主な感想】

- ・法施行にかかる背景や今後どう取り組んでいくことが重要であるか理解できたと思います。
- ・仕事に関して、新たなヒントを得ることができました。
- ・シンポの編成、講師など大変良かったが時期的にもう少し早ければもっとよかったかも。
- ・野洲に暮らせることのありがたさを再確認できました。関係者の皆さんありがとうございました。関係ないことですが、図書館の夜間開館、週1日でも検討してくださるとありがたいです。
- ・「お互い様」に感動を受けました。
- ・お互い様＝お陰様＝感謝の気持ちが大切。
- ・自助・共助・公助と言っているが「互助」がある。これが地域住民の「お互い様」ではないですか？
- ・居場所の中でお互い様力をつけていくシステムを作りたいと思えました。ありがとうございました。

- ・市民生活相談課が色々な分野で活動していることを認識致しました。ありがとうございました。
- ・生活困窮者とは何かから始めって野洲市の状況を中心に全体の課題がわかって有意義だった。
- ・①困窮者は誰？何をするのか分からない②個人情報と支援についてどちらを優先されるのか③市民の立場で何を支援すればいいのか？④職についてですが農業生産と地産地消、そこに働く人たち等々を考える時、野洲ファームを作り食糧自給率目標100%に取り組むようになれば100%の方々の役割が保管できると思いますが。
- ・法の施行で変わるのではなく、その運用の仕方によって変わると聞き、4月からのハードをうまく使いこなせるソフトの力を持っていきたいとおもった。
- ・宮本先生の丁寧な話が聞けてよかったです。自分でできることをしていきたいです。
- ・宮本さんのマクロの視点からの話と、市長の市政に対する熱意が伺えてよかった。
- ・私は困窮者ですとは言えない、言わない人が多いのでは？（市役所にも相談しないなど）地域の人たちをどのようにコミュニティーを取って身のある活動とするのが課題と考えます。市長の考え方は非常にいいと感じました。
- ・立派な市長でうらやましい。
- ・山仲市長さんの熱意が伝わるシンポジウムでした。野洲市の職員の方が誠意を持って仕事をされていることがわかりました。
- ・コーディネーターなしで市長と先生の対談の方が良かったのでは。学習支援はコミセン野洲でとのことですが、中主や篠原など遠方より来る子供たちが通うには親の送迎が必要かと思いますが、生活困窮家庭で可能なのでしょうか。
- ・職員です。今の動きについて全く知らなかったので勉強になりました。市長の考えも聞けてよかったです。職場できちんと復命します。福祉職場ですが人材配置については本当にきちんとして頂きたい。
- ・これから生活困窮相談窓口を作るにあたって参考になることがたくさんあった。本当に参加してよかったと思います。庁内連携はやはり壁が高いなと感じた。これから頑張ろうと思えました。

【属性】



【アンケート】 n=77

男	41	市内	44
女	35	市外	30
無回答	1	無回答	3
合計	77	合計	77

10 歳代	1	60 歳代	17
20 歳代	7	70 歳代	11
30 歳代	10	80 歳代	1
40 歳代	10	無回答	2
50 歳代	18	合計	77

共感度

共感できた	33
おおよそ共感できた	39
あまり共感できなかった	2
全く共感できなかった	0
無回答	3
合計	77

満足度

大いに満足	23
まあまあ満足	44
あまり満足できなかった	7
まったく満足できなかった	0
無回答	3
合計	77

平成26年度 野洲市生活困窮者支援事業シンポジウム

今あるべき



自治体セーフティネットとは

～生活困窮者支援を通じて考える活きる政策・活きるつながり～

平成27年

(開場13:00)

3月18日(水)13:30～16:00

野洲文化小劇場(野洲市小篠原2142 野洲駅南口徒歩3分)

参加費無料・事前申込不要(定員120名)

※手話通訳等が必要な方は、お手数ですが3月10日(火)までにお知らせください



講演：新しい支えあいのための
生活困窮者自立支援法

中央大学教授 宮本太郎さん

地域の
つながりの
再構築

市長
対談

ひとりを
救う政策を
みんなへ



野洲市長

山仲善彰

【お問い合わせ】

野洲市役所 市民生活相談課

TEL077-587-6063 FAX077-586-3677

主催：野洲市

< 開催メッセージ >

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、全国的に生活困窮者支援がスタートします。野洲市においては、「一人を伸ばせない／救えない制度は、誰をも伸ばせない／救えない」を理念に、学童保育、市民生活相談、地域包括支援センター、コミュニティバスや文化施設等の運営の直営化、市民病院の新設など公共サービスの拡充を進めています。

そういった市制運営の中、いざと言う時のセーフティネットである生活困窮者支援をどう進めていくのか？生活困窮者支援における、セーフティネットとしての自治体の責務と地域とのつながり、役割について、生活困窮者支援を通じて、生きる政策・生きるつながりについて、地域の関係団体、地域住民のみなさんととともに、一緒に考えてみましょう！

生活困窮者の
自立って何？

生活困窮者が元気
になってもらうた
めに必要なこと？

地域のつながりを
作り直す。
ということ？

これから目指していくまちづくりは？

< 講師紹介 >

■【宮本太郎（みやもとたろう）】

1958年東京都に生まれる。中央大学法学部教授。政治学、福祉政治論専攻。政治学博士。中央大学大学院法学研究科博士課程修了。立命館大学法学部助教授、ストックホルム大学客員研究員、北海道大学法学部教授などを経て、2013年より現職。

『生活保障 排除しない社会へ』（岩波新書）

『福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー』（有斐閣）

『弱者99%社会』（幻冬舎新書）

『脱「格差社会」への戦略』（岩波書店）

『福祉国家再編の政治』（ミネルヴァ書房）など多数。

社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」部会長など歴任。

現在、社会保障審議会委員、社会保障制度改革国民会議委員などつとめる。

最近では、生活困窮者自立支援全国ネットワーク 設立発起人 としても声を上げる。



◇ 会 場 ◇

野洲文化小劇場（文化ホール横）

野洲市小篠原2142

JR琵琶湖線野洲駅南口徒歩3分

【お問い合わせ】

野洲市役所 市民生活相談課

TEL077-587-6063 FAX077-586-3677







7. 学習支援事業の検討について

生活困窮者支援の中に、世代間の貧困の連鎖に対応するため学習支援事業があります。平成 26 年度においては、当市においてどういった学習支援事業が必要か検討を進めるため、各先進地の視察及び、アンケートを実施しました。

検討の結果、平成 27 年度より学習の機能と生活支援の機能のすみ分けを行った学習支援事業を実施しています。

(1) 先進地視察

<第 1 回：滋賀県内>

- ・日 時 平成 26 年 6 月 30 日
- ・場 所 彦根市社会福祉課
東近江市社会福祉協議会

<第 2 回：高知>

- ・日 時 平成 26 年 10 月 3 日 15：00～
- ・場 所 ニッセイ高知ビル（高知市本町 4 丁目 2 番 40 号）
高知チャレンジ塾朝倉会場（高知市朝倉戊 585-1）など

<第 3 回：名古屋>

- ・日 時 平成 27 年 2 月 20 日（金）14：00～ ※別紙のとおり
- ・場 所 ◆ささしまサポートセンター学習支援「smyle」
中村コミュニティーセンター（名古屋市中村区中村町 7-84-2）
◆特定非営利活動法人こども NPO
まつもとクリニック（名古屋市長区桶狭間神明 1702 番地）

- ・参加者 NPO 法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会
学校教育課
市民生活相談課

・視察報告

第 1 回の彦根市では、添削方式による学習支援の方法を視察し、生活保護受給世帯の子どもを対象に、休日に開校し対応する方法などを教えていただいた。東近江市では、社会福祉協議会が主となって実施されており、居場所機能としての学習支援の進め方をご教示いただいた。

第 2 回の高知市では、すべての中学生を対象に実施しておられ、複数の会場を運営するためのマニュアルや教育委員会と福祉との連携など参考になった点が多かった。（詳細、後述）

第 3 回の名古屋市では、大学生の活用や生活支援と学習支援のすみ分けの必要性を感じた視察となった。

(2) アンケートの実施

学習支援にかかるアンケート結果

(平成 26 年 12 月 19 日)

実施期間：平成 26 年 8 月ごろから平成 26 年 12 月 19 日まで

対 象：小学生～高校生の子どもがいる下記の世帯 ※重複あり

児童扶養手当受給世帯 351 世帯 521 人

生活保護受給世帯の子ども 24 人（高校生を除く）

就学援助受給世帯の子ども 392 人

協力機関：子育て家庭支援課（児童扶養手当）

社会福祉課（生活保護）

学校教育課（就学援助）

方 法：2 段階聞き取り方式

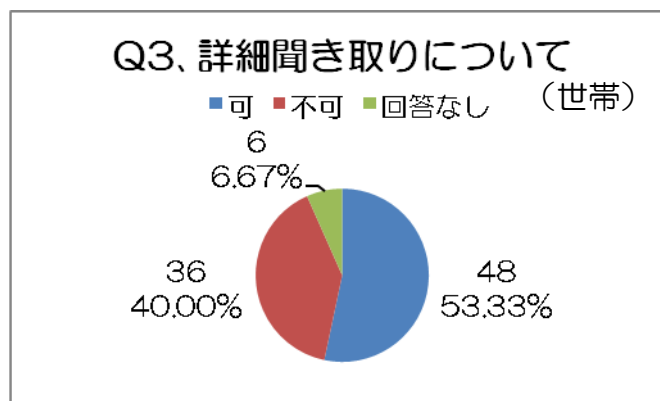
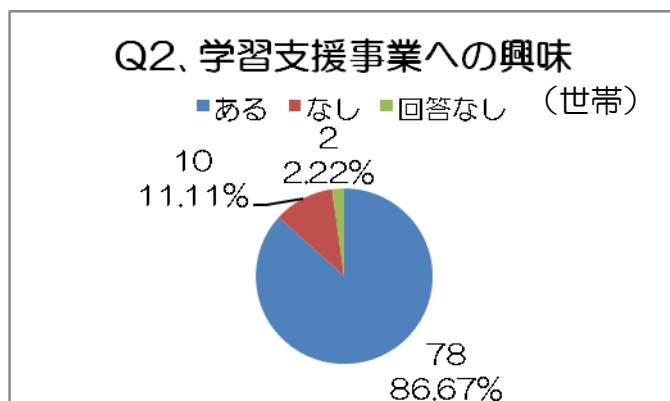
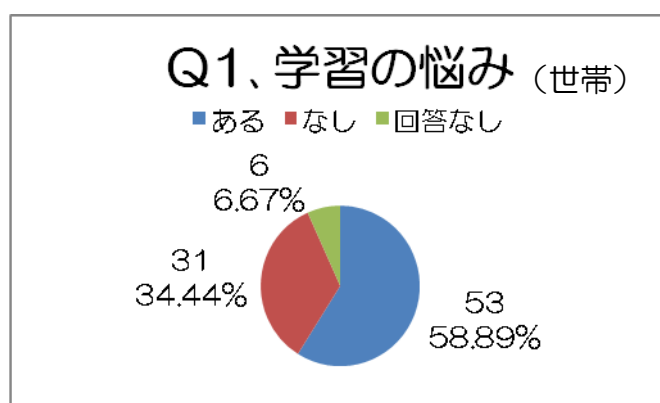
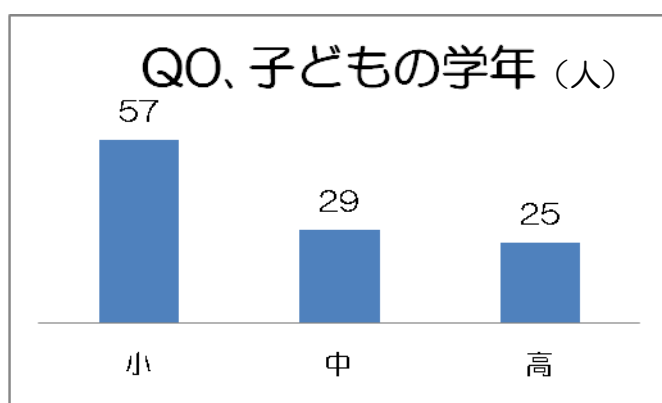
（担当課で概要聞き取り、市民生活相談課で詳細聞き取り）

<第 1 段階聞き取り結果>

- ・子育て家庭支援課：児童扶養手当の現況届の提出時に聞き取り実施（88 世帯）
- ・社 会 福 祉 課：生活保護の家庭訪問時などに聞き取り実施（2 世帯）
- ・学 校 教 育 課：面談等実施する機会なく、該当者なし（0 世帯）

▽学年、悩み、事業への興味、協力連絡の 4 項目について聞き取り

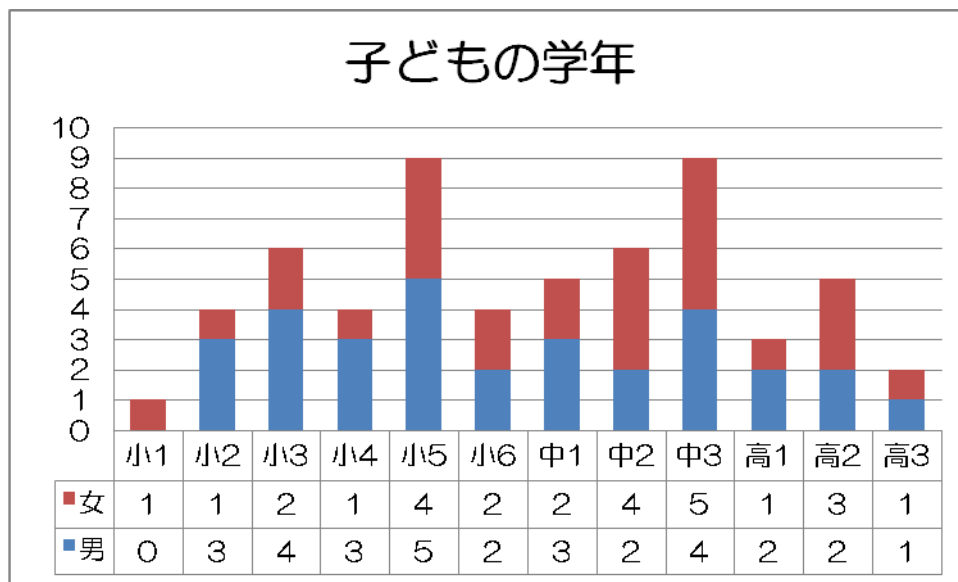
▽90 世帯（子ども 111 人）が回答



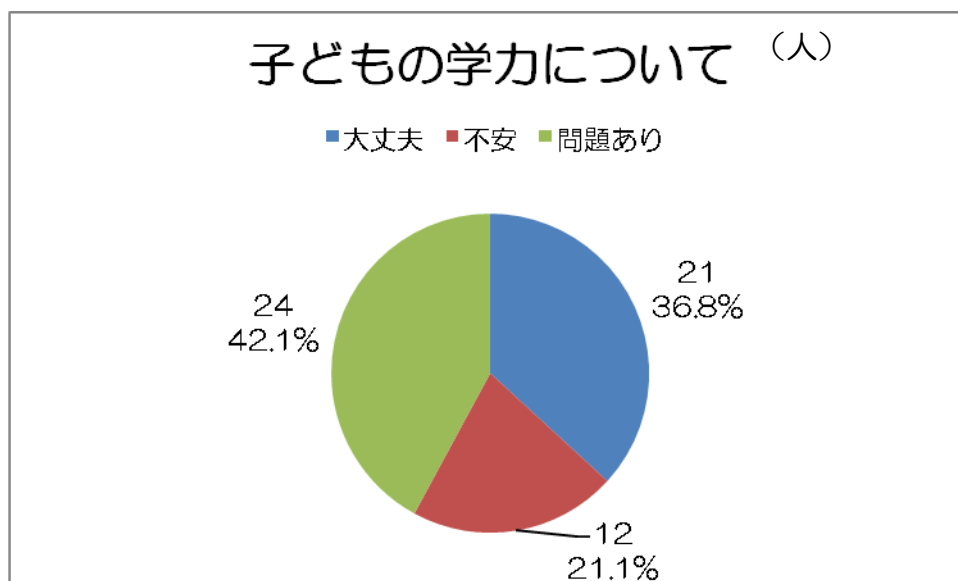
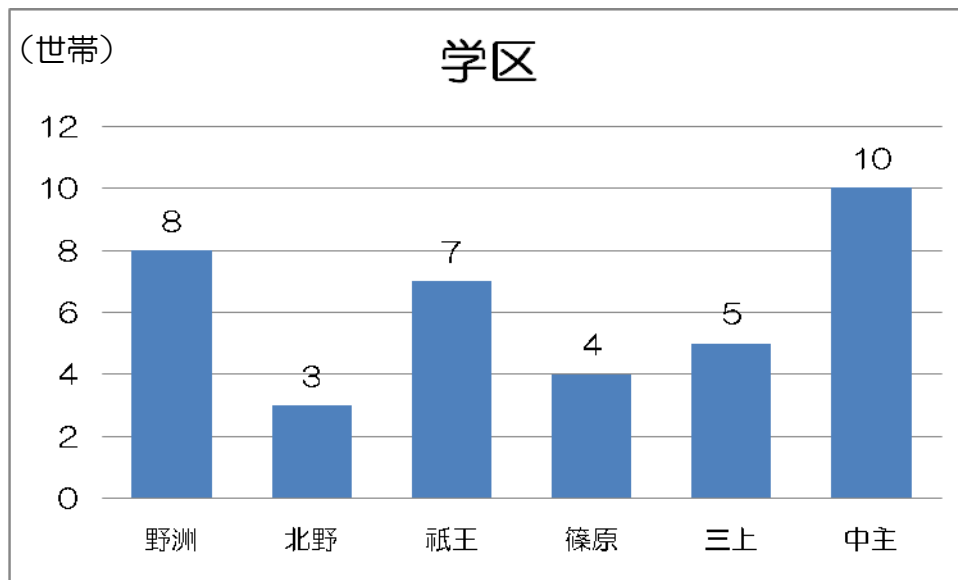
- ・過半数から学習の悩みがあることがわかる
- ・学習支援事業に関する関心が高いことがわかる
- ・半数以上が協力的で詳細聞き取りに協力を得られた

＜第2段階聞き取り結果＞

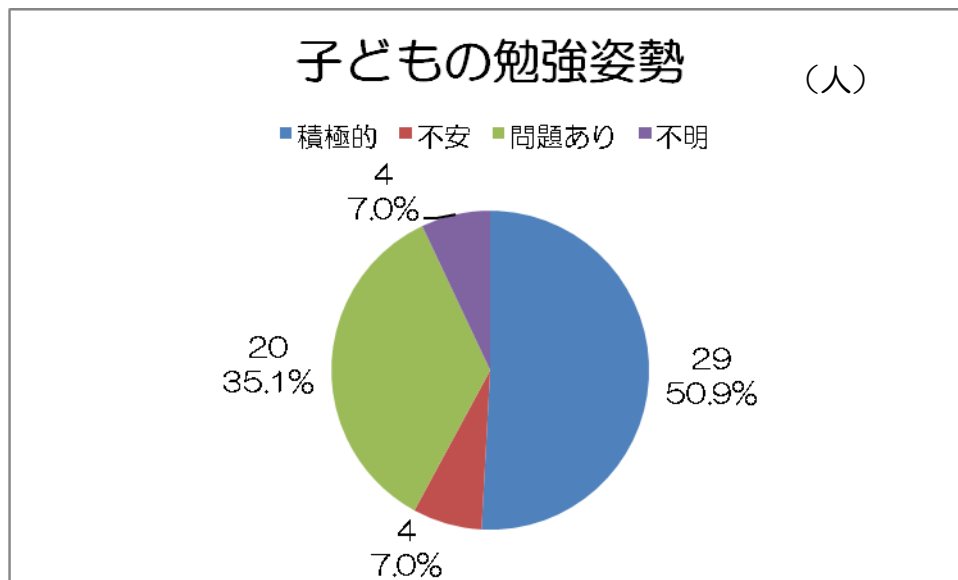
- 市民生活相談課による聞き取り（電話、対面）
 - 【基礎】学年、学区
 - 【学力】理解度、成績など
 - 【勉強姿勢】自宅学習、授業態度、意欲など
 - 【目標】職業、志望校など
 - 【生活状況】生活リズム、食事、出席状況など
 - 【期待すること】どのような内容を期待するかなど
 - 【その他】住まい、塾、学童の利用など
- 第1段階聞き取り 90 世帯（子ども 111 人）
 - ⇒ 詳細聞き取りに協力する 48 世帯（子ども 80 人）
 - ⇒ 聞き取りが実施できた 37 世帯（子ども 65 人）
- 子どもの数 65 人中
 - ⇒ 小学校～高校生の 58 人から、詳細不明の 1 名を除く 57 人について集計
- 回答はすべて親からの回答



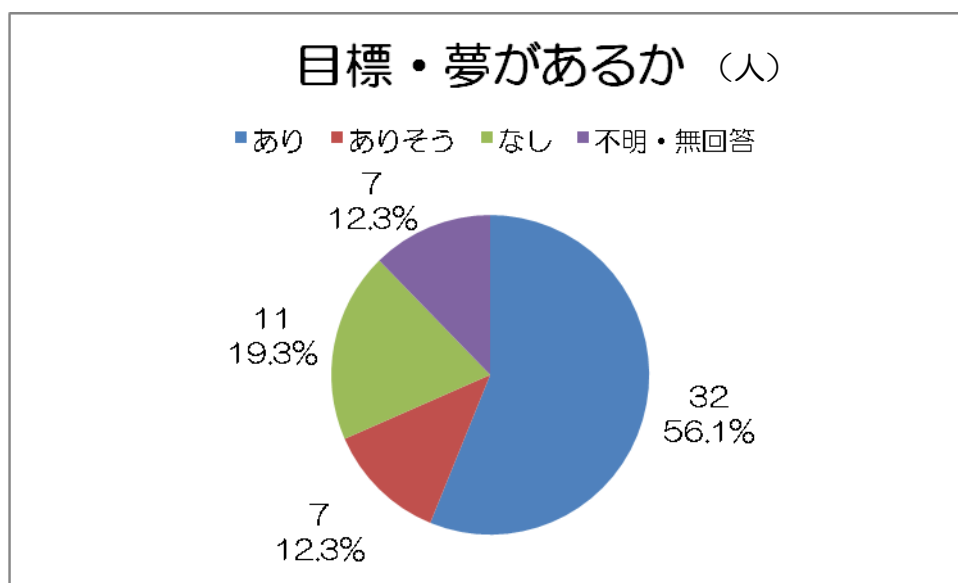
※保育園、中卒、社会人など 7 名あり



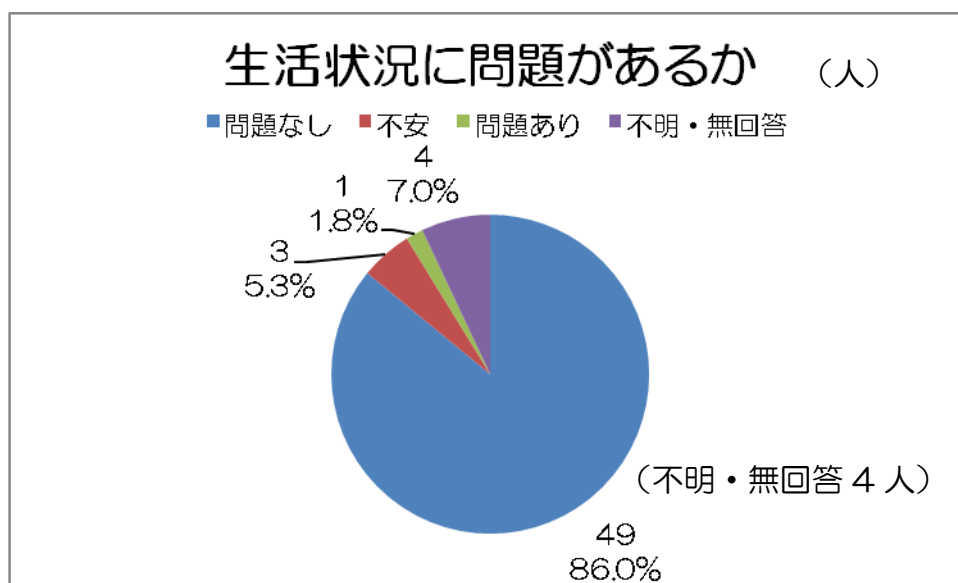
- 学力に関して、問題あり、不安を含めると 6 割を超える
- 大丈夫も 21 世帯あるが、親の認識による回答であり、疑問が残る



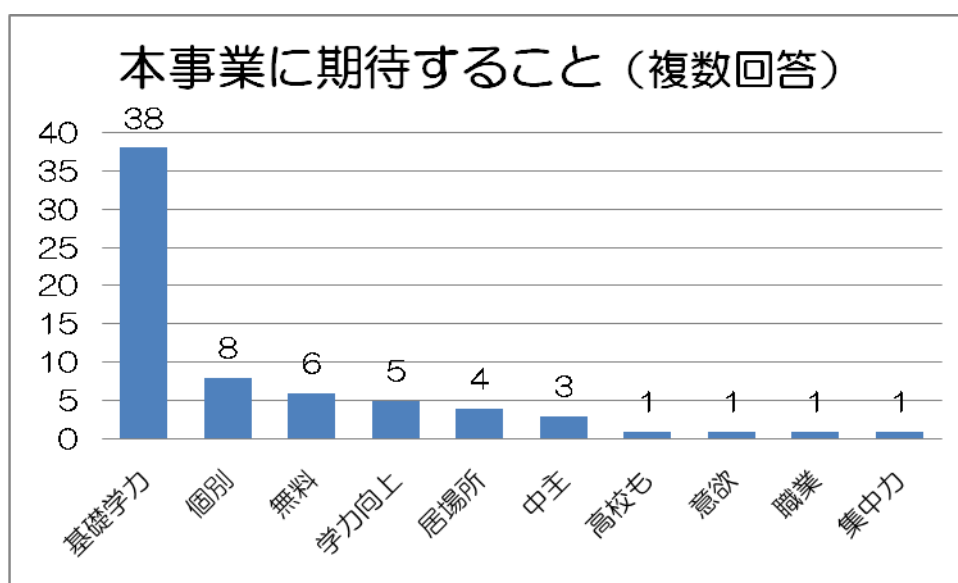
- 過半数の子どもは、勉強に対し意欲があるように親が評価している
- 少しのつまづきから勉強についていけなくなり勉強嫌いになったケースが散見された



- 過半数を超える子どもに、夢や目標がある
- 3割ほどの子どもの目標や夢について把握できていない



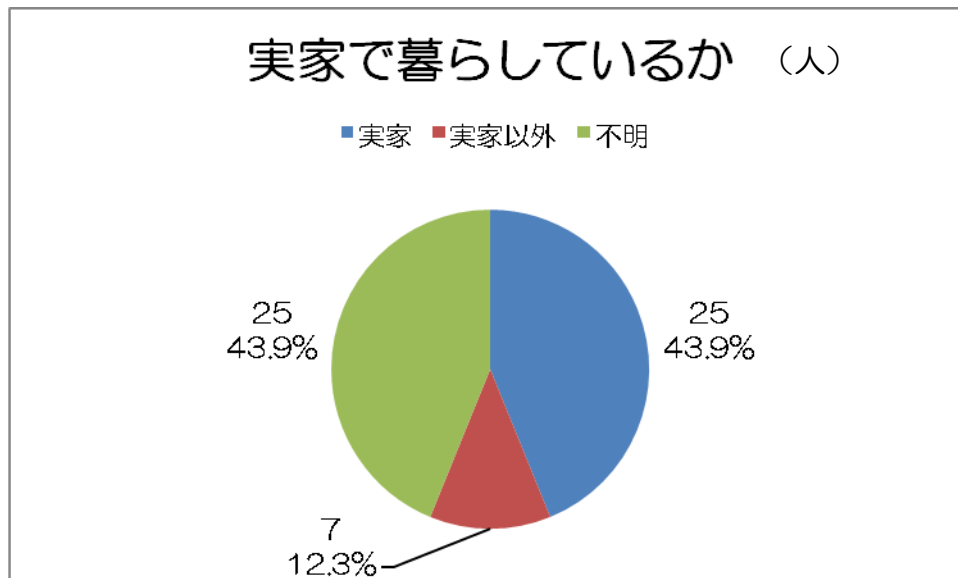
- ほとんどの子どもの生活状況については問題がない



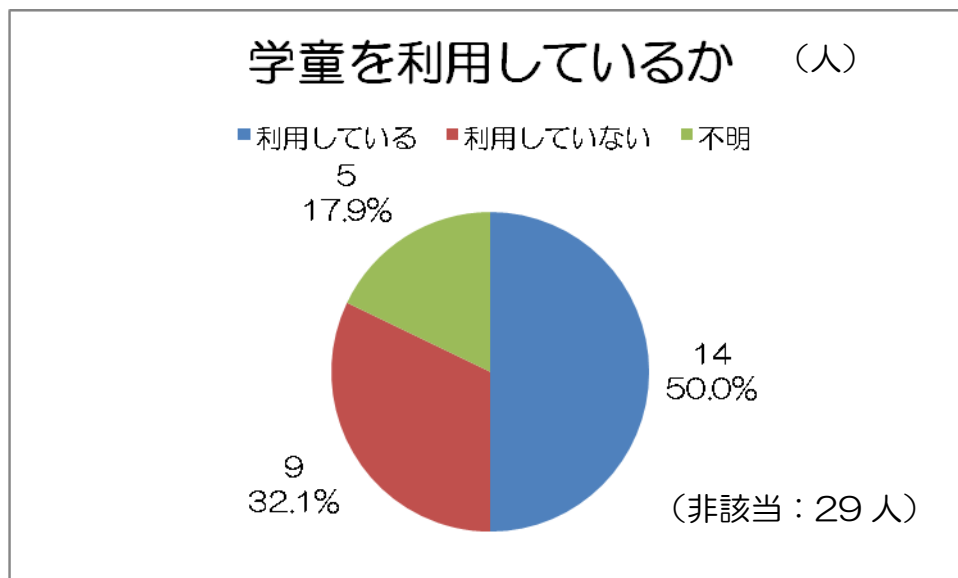
※居場所：学校と家との中間的な場所を希望する主旨の回答

※中 主：中主エリアでの開催を強く希望された回答

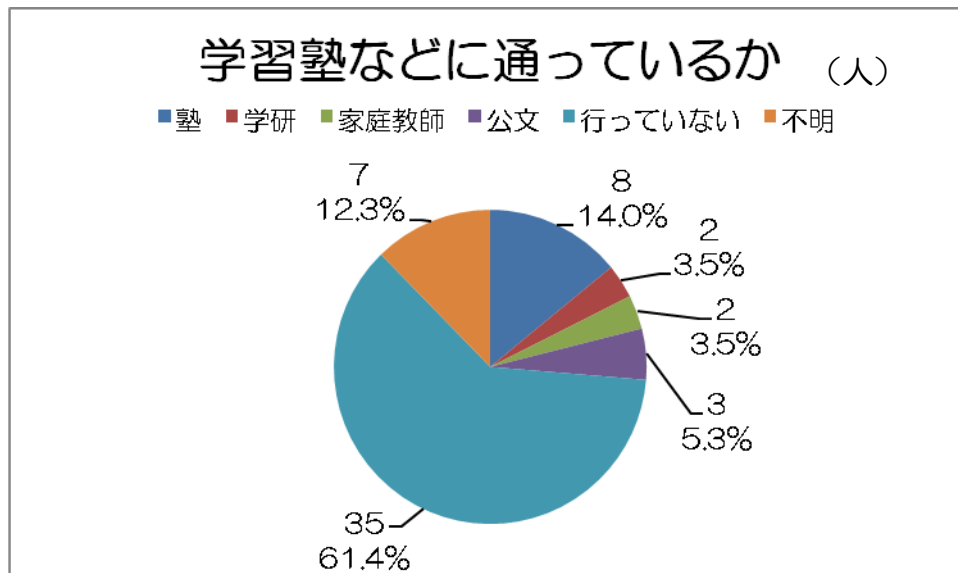
- 学習支援の事業に関する期待は、基礎学力を固める内容が期待されている
- 学校での授業の復習など、少しのつまづきによって次のステップへ進めない子どもへの支援が求められている



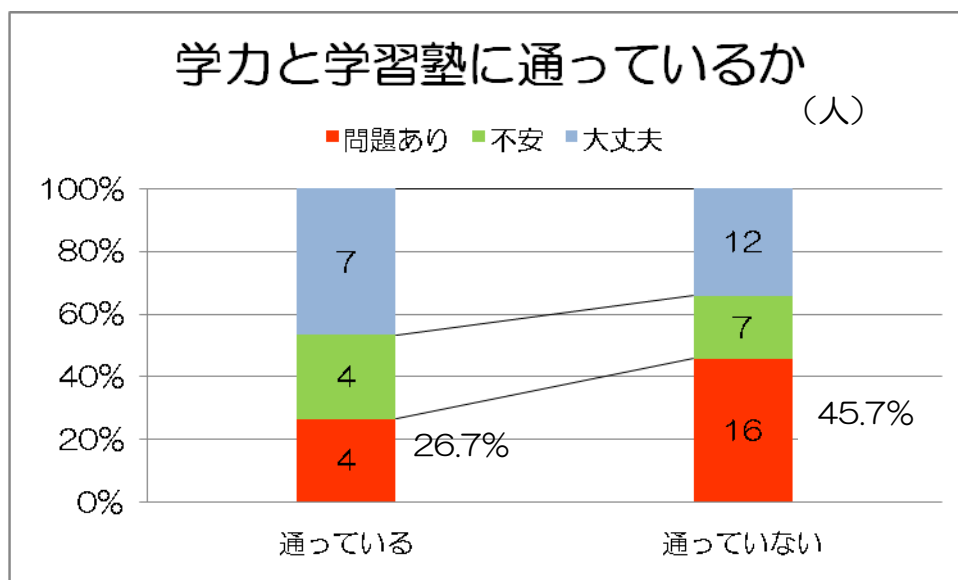
- 母子の世帯が多く、住まいについて聞き取りをしたところ、実家で生活をしている人が半数程度となった
- 子どもの自宅学習など、両親がサポートしている家も多かった印象を受ける



- 小学生を対象に実施している学童について、半数の利用がある
- 高学年になると、友達の利用が減り、利用しにくいとの意見があった

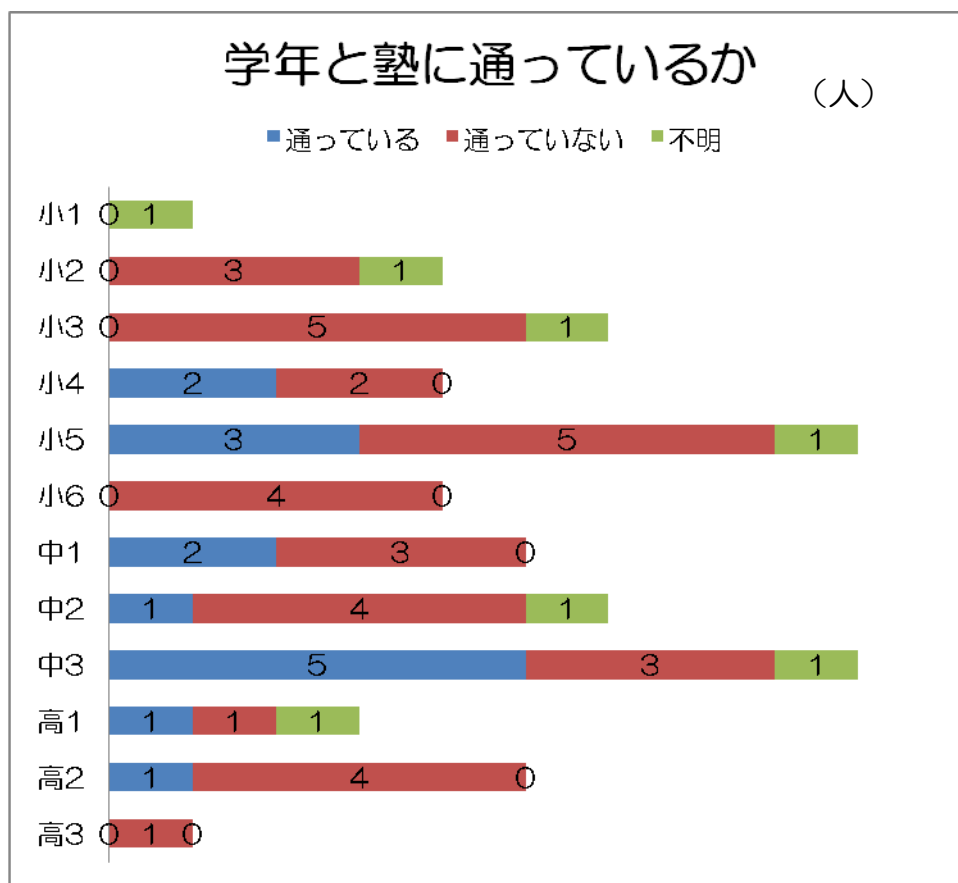


- 1/4 の子どもは塾などを活用している（15 人）
- しかし、6 割強の子どもたちは、使っていない（35 人）



- 塾などを活用していない子どもの学力について、通っている子どもと比べると、「問題あり」の子ども割合が 26.7%⇒45.7%と増加する

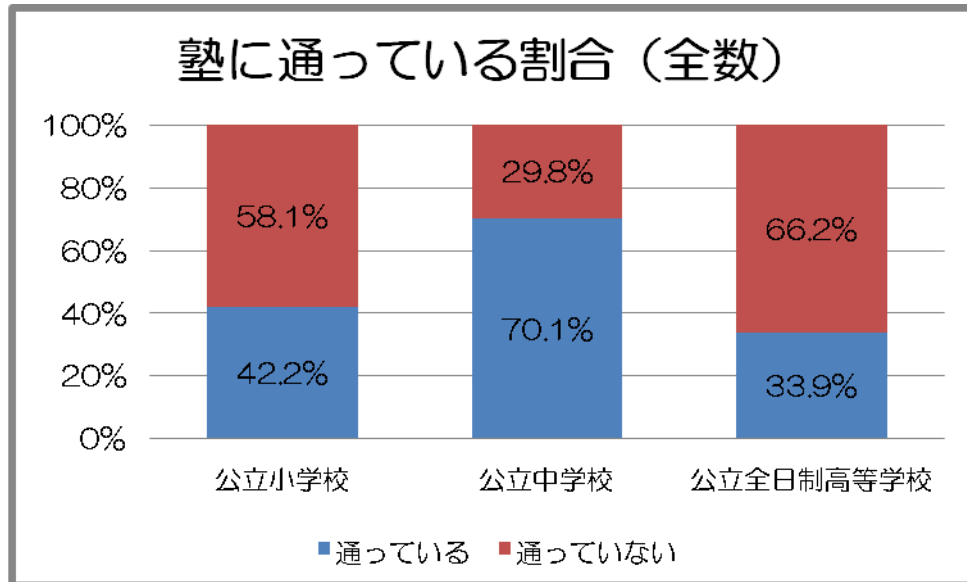
学年と塾の利用について



	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
通っている	0	0	0	2	3	0	2	1	5	1	1	0	15
通っていない	0	3	5	2	5	4	3	4	3	1	4	1	35
不明	1	1	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	7
合計	1	4	6	4	9	4	5	6	9	3	5	1	57

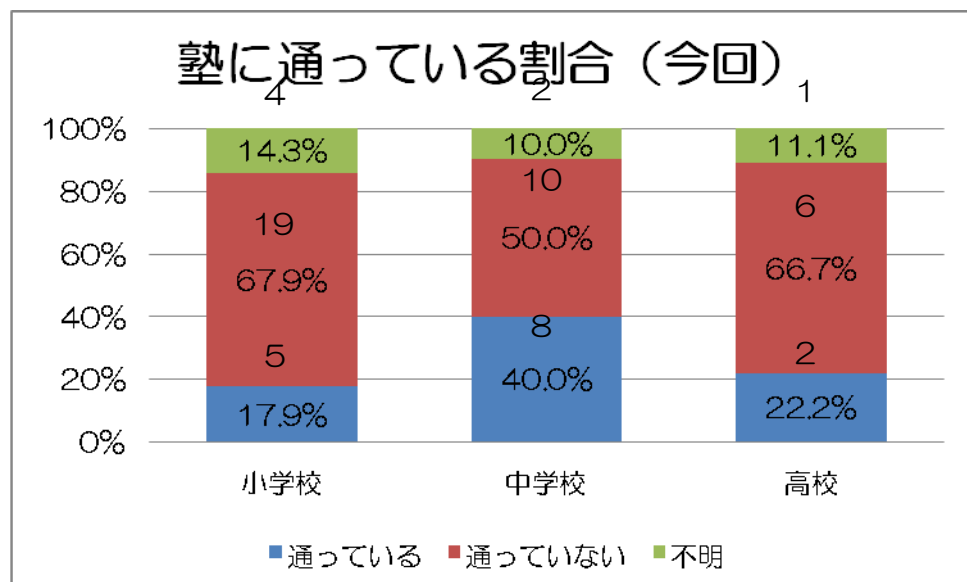
- ・高校入学を迎える中学校3年になり、利用が急増する

＜参考＞全数との比較

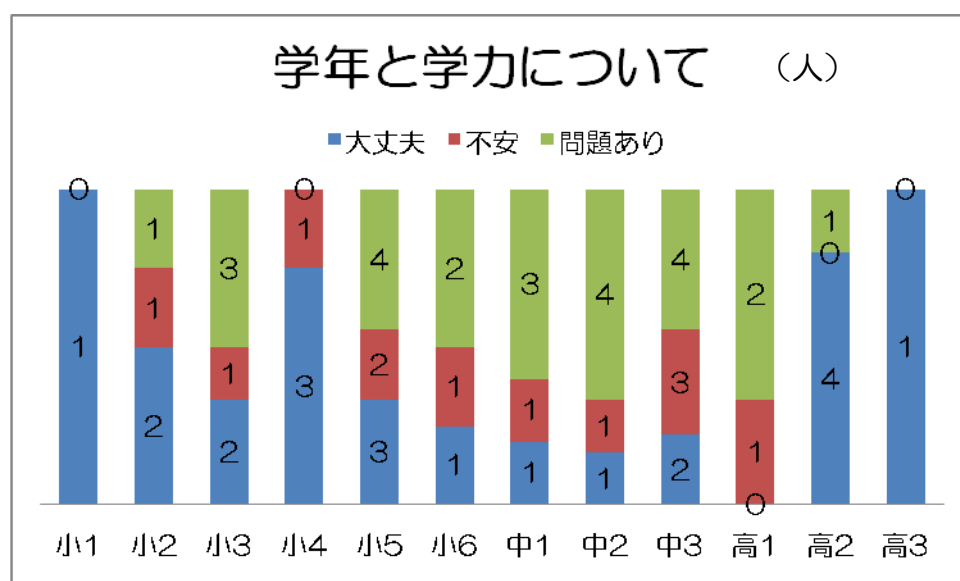


参考：文部科学省「子供の学習費調査」（平成 20 年）

4 項目別経費の金額段階別幼児・児童・生徒の構成比 「学習塾費」を再集計

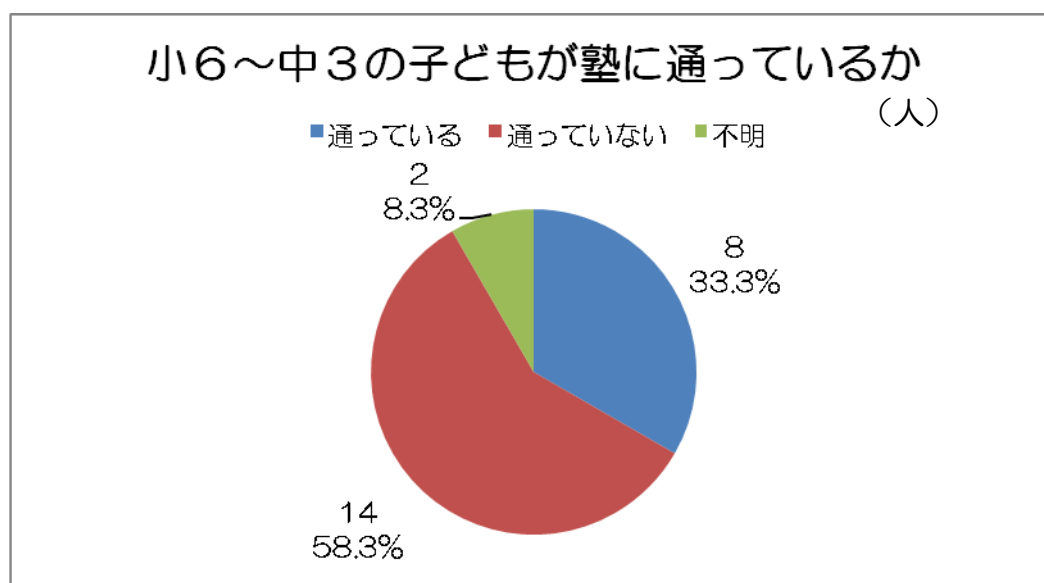


- 今回の集計データのほとんどがひとり親家庭の集計となっており、全数に比べ、いずれも塾の利用に関し、低い数字となっている。

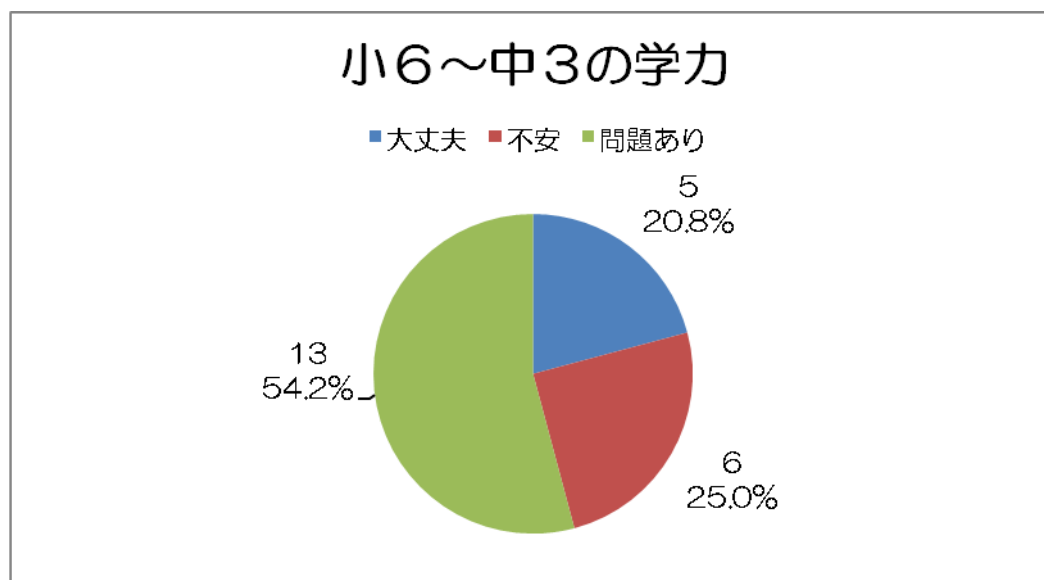


- ・ 小学校の高学年になるにつれ、学力への不安が高くなる傾向がある

※事業対象者となり得る小学校 6 年生～中学校 3 年生を別集計



- ・事業対象の学年で集計をすると、6 割弱の子どもが塾などを利用していない



- ・学力に不安や問題がある子どもが実に 3/4 を超えている

<参考：自由記述全データ>

【学力】理解度、成績など

上は授業についていけず、周りは塾に行っていたので、差がついた。それから中学時代ひきこもり
下の子はボロボロ、集中力なし
あまり理解していない。どこが分からないかもわからず根本的なことがわかっていない。
学力はOK 塾にいかせてやりたいが、塾から自宅学習に切り替え。 その自宅学習は学校と同じことをしてくれる。
通信簿はオールB
いちようOK 割り算や応用が苦手か
悪い。算数・英語が特に悪い。勉強嫌い。やる気がない。 授業についていけない。
末っ子の話。授業についていけない。国語が苦手、体育は好き。
中学2年の姉は全くわからない。中学1年の妹は中の下
オールBかC。 理解はしているようだが、とちることが多い。集中力が続かない。
上は問題なし。 下はC。勉強についていけない。
たぶん理解はしていると思うが・・・。
上は大丈夫。 下は悪い。数学、英語が特にしんどそう。
受験生なのにできていない印象。理系は苦手、文系は好き。体育大好き。
上、離婚、引っ越しに伴い、学力低下。一度は戻ったが、再度落ちた。 下は小学生なのでこれぐらいか。
下2人は算数好き。上は数学？、国語苦手理解はなんとか
問題なし。算数が若干苦手。理科、英語は好き。
下は悪い。勉強嫌い。苦手。
低いのでついていけない。
なんとかついていている。
上、塾行くがついていけず。高校で自信回復。 下、支援学級。ADHD
悪く、理解度も低い。 中学校から授業についていけず、やる気がないがテストはぼちぼち。
問題なし。

ついていけない。
－
上は大丈夫そう。 下は心配。5教科NG。周辺はなんとか。
目立った問題なし。今後が心配。
悪い。勉強できず、苦手で嫌いになったか。 数学は特に苦手で、国語はまし。
ちょっとつまづきがある様子。算数。 国語や理科は好き。
理解度は悪く、特に理科や数学は苦手。小学5年生の弟は塾に行っているが小学3年生程度の学力。兄は、数学は20～30点。英語は習い事をしていたので60～70点。ただ英語は書くことはできない。
下はNG。算数は九九レベルで躓き。 上は英語が苦手。
下はNG。つまづきあり。数学は苦手。特に応用問題。国語は好き。
勉強はついていけているが、 上は算数苦手、下は国語が苦手。
上は発達障害。勉強についていけない。支援級から普通級に変わったがサポートなし。 下はついていけている。
下NG なんとかついていけるように塾利用。
普通 算数B 時計を見て計算しているようで基礎があまり分かっていない 掛け算の10になると出来ない 興味のない科目は落ちる
上は英、数苦手 国語好き 下ついてはいけてそう。とにかくめんどくさい。 図工は兄弟とも得意。細かい。
数学が苦手、二次関数でつまづき

【勉強姿勢】自宅学習、授業態度、意欲など

上は英語が基礎でつまづき苦手に。 下は、数学がわからず、現在も先生がさかのぼり教えてもらっている。図形、小数点、分数の基礎のみ可能。国語は認めてもらえる先生に代って好きになった。
自宅学習はない。数学や英語の基礎がわからない。宿題のみで答の欄をうめることばかり。勉強は好きではない
宿題はする。 算数、社会は苦手。
学童に行っているので、そこで宿題をやらせてもらっている。宿題の範囲でしかやらない。学校での授業態度は普通。項目ごとに算数の弱いところがある。好きな教科は図工。
学童利用。 ドリルを買ってやっている。
塾に行かせたいが、近くにない
学童の利用はしていない。低学年なので、これから勉強するか心配。
ほとんど学習しない。できない。基礎学力がなく学校の勉強について行けていない。数学や理科が特に苦手。基礎学力がないから学校の勉強も分からず塾に行っても付いていけない状態。
気はあるが、勉強のコツがわからない。ちょっとした躓きで応用ができなくなる。最後までできない。国語、数学苦手。理科、体育、図工は好き。
学童なし。 上は塾に通っていて勉強は好き。 下は勉強嫌いで体育好き。集中も続かず、国語、算数はできない。
学習意欲なし。していない人もいるので何で自分だけという発想。 塾にも行かせているがあまり効果はない様子。宿題もしない。
上は地道にやる。 下はやり方がわからない様子。試験対策もあり少しは勉強時間は増えたが。
塾に行かせている。いやがってはいない。塾は個別は高く、学校形式は安いがついていけない。部活を頑張っていて体を動かすことが大好き。
学童利用中。 2人ともまとめて家庭教師をつけて勉強中。いい先生に出会えたので、成績も上がった。 上は算数苦手だが、好きになった。
学童で対応してもらっている。
季節学童に行っていたが、高学年少なく、ルールも多く1Wで辞めた。 塾に通っているが、費用が高くこれ以上行かせられない。
塾をしている。英語、数学。
数学苦手、社会、英語は好き。塾はなし。

中学時代塾に行かせたが、親の安心のためだった。 課題のあるときのみ宿題。
上、少しはやる。図形で躓きあり。 下、ダメ。理解に時間がかかる。書くのが苦手。
勉強意欲はない。高校の専門的な授業のみやる気があうようだ。
社会は得意、数学の応用が苦手。 ひとりで勉強できないので、友達に誘われ塾体験中。 お金が高く困っている。自習室も行っている。
塾に行かせたいが費用高く断念。 部活も止め、相談場所がない。
－
上は勉強しているが、下は勉強の仕方がわからないようで、不明。 塾にも行かせていない。
勉強は好き。国語の漢字や読解力が苦手。
変なプライドがあり、へそを曲げた。
学童利用。塾には行きたいみたい。
家庭学習は全くしていない。テスト期間の直前にする程度。
学童なし。上は自動車が好きで工業高校へ行った。危険物も取得。 下は音楽や絵本が好き。小学校でやってくれた勉強会が良かった。
自宅学習しない。とにかく勉強しない。
学童がないため、自分で。 上はするが、下は？
学童利用。 上 勉強は好き⇒理解できない⇒嫌い
上は問題なし。 下は勉強の仕方がわからずしない。塾に入れてからはしないといけない雰囲気感化されているようだ。
自宅での自主学習あり 学童で宿題している。毎日10分勉強して学習習慣はできている 学校は嫌がらずに行く。
上、塾に入れた。友達一緒なので楽しんで行っている。 下、集中続かない。授業中立ち歩きも。
毎日2時間自己学習

【目標】職業、志望校など

上は高校へ進学。簿記を学んでいる。ゆっくり教えてくれるいい先生に出会い、簿記が楽しく会計士になりたい。
下は、夢の段階。サッカー選手、競輪選手になりたい。
考えていない。漠然としている
上は女のこっぴどい仕事 下は競馬、ジョッキー
まだどこまでの学校に行けるか分からず志望校までは決まっていない
お菓子屋さんになりたい
あると思うが、先が見えない
プロ野球選手になりたい。
志望校ややりたい職業はまだない。しいていえば職業は、美容師、保育師。
安全な仕事(メイク?社長?)
上 保育士 下 プロ野球選手(スポーツ少年団なので)
美容師になりたかったが、中3になり現実的に無理と思ったらしい。 ブラスバンドをしていて、有名な高校に行きたかったが、今は、いける高校で。
上は事務員。 下はサラリーマンかゲーム開発。 無料ゲームをよくやっていて、自分でも作れると思っている。
人を助ける仕事がしたい。自衛官や消防士。
上、宇宙に関する仕事。TVの影響か? 下、パティシエ、教師、ブラバン
ものづくりや本を書く人になりたい。
薬剤師。手に職をつけるように。看護師や弁護士など。英語を頑張るよう言っている。
上はなりたい仕事がある様子。 下はなし。
盲導犬を育成する人になりたい。犬を飼っているからか。
就職、専門学校コース。将来は未定。
上、自信なく、なし。 下、ユンボ乗り。
食事を作る仕事がしたい。
目標はわからないが、普通科に行きたい。
不明。何を考えているのか?
-

上は大学に行きたい。 下は普通科かな？
夢はまだない様子。
部活の先輩に引っ張られ、近くの高校に。
今のところ不明。
ものづくりが好きなのでモノづくりの関係の仕事がしたいようだ。インターネット工業系の進路。公立高校希望。
上は、自動車関係。 下は絵本作家。(夢段階)
上は音楽関係。 下はファッション。
上はパティシエ 下は不明。
上 介護福祉士 下 パティシエ 自分がアレルギーなので
-
特に決まっていない
上、勉強いやで高校行きたくない。 下はゴミ収集車(働く車)
国公立大学に行きたい。作家になりたい

【生活状況】生活リズム、食事、出席状況など

食事は問題なし。 睡眠時間は上が少し遅い程度。 学校も気に入って行っている。
3食食べている。学校は楽しい。整理整頓など身の回りのことは難しい。勉強に集中できない
学校は楽しんで行っている。 9 時頃から寝て、6 時半起き。
学校には遅刻もせず体調の悪いときだけ欠席。お金がないのでお稽古にいかすのが難しい。土日はスポ少でサッカーに行っている。
21 時就寝 6 時半起床 学校も楽しく行っている
学校は行くのは行っている感じ。 23 時ごろ寝て、7 時半に起きるのでぎりぎり。
学校は楽しんで行っている。
生活リズムはできている。長女は身の回りの事が出来ない、バレーボールのクラブ活動をしている。夜遅いときは11時
学校は友達多く、好き。 21時には寝る。
20-6 の早寝早起き。 学校は大好き。下校後は近くの祖母宅で宿題をしている。
23 時を回ることも少なくない。 遅刻も多い。友達がいるので学校には行くが、担任がキライとのこと。 スマホ見まくり。
下、学校には行くには行っている。 友達が多い。無料ゲームはよくやるが、SNSは興味なし。
中1の時に友達関係でしんどくなり休んだ。 今は友達多く、学校好き。部活がなくなり、スマホやDVDに。
22 時ごろ寝る。 学校は好きで遅刻などない。 上は部活のキャプテンで、個別で習うスポーツもやっている。 下も部活を頑張っているので、有名な学校に行きたい。
学校は好きで遅刻などなし。生活面も問題なし。
問題なし。
学校には行っている。 友達はあるのかわからない。

学校は面白いようだ。 部活を頑張っている。
部活で頑張っている。 いい先輩に出会い、自分がその立場になり、がんばっているようだ。
上、友達少なく中学までは遅刻など多いが、高校デビュー。 下、支援学級があるので楽しんで行っている。
部活のマネージャをやっている。 学校は楽しんで行っている。
学校は楽しんで行っている。 実家での生活のため、問題なし。
中学校は楽しんで行っている。
夜が少し遅い
きょうだいそれぞれ部活がんばっている。 友達多く、学校は気に入って行っている。
学童での付き合いが中心。 スポ少なく、地域の友達と遊ぶなどができない。学校は気に入っている。
学校は行っている。
周りが塾に行くので、行かせたい。 学校は気に入って行っている。
学校生活は、遅刻もなくちゃんと行っている。部活に入っている。身の回りのことはしない。自分に甘い。働かずに学校にもいかずに何とかなると思っている。スマホで動画サイトばかり見ている。
学校は気に入っている。気になる生活状況はない。
学校には行っている。
学校は気に入って行っている。遅刻などもない。
友達多く学校好き。 上はいじめにあったが、今はいけている。
－
生活状況は問題ない。学校もきちんと行っている。自宅ではテレビゲームやDSをしている。身の回りのことは机周りは汚い。自分は夕方 17 時半頃帰宅
学校は好き。ゲームやりすぎ。末っ子の相手で上 2 人にかまえない。 上の部活の遠征費が大変。
生活状況に問題はない

【期待すること】どのような内容を期待するかなど

学校での授業についていけるようにしてほしい。ドリルやさかのぼりなど。 週 2 回程度、個別で開催してほしい。時間は何時でも。送迎もできる。
学校で習うことをちゃんと聞ける体制になれるようにしてほしい。基礎学力を整える。勉強内容を理解した上で自主学習ができるようになってほしい。勉強の面白さをわかって自信に繋げてやってほしい
学校と同じことを復習できるようにしてほしい。 送迎可能。21 時頃まで
今は塾に行けていないので、学校での勉強しかしていない。マンツーマンで丁寧に教えてほしい。学習支援の場所まで、学童に迎えに行行ってその帰りに車で送っていく、勉強の間に買い物をするので助かる、終わるころに迎えに行く、夜8時までなら大丈夫。
中主でやってほしい。書く、考えることが少なく、着実な知識を身につけてほしい。 送迎OK 20 時まで
何のために勉強するのか教えてほしい。 身近な地域でしてほしい。
学童的な居場所でちゃんと勉強を教えてほしい。
基礎学力を身に付けてほしい。本人の基礎学力は何もなく、中学2年生の子は小学校まで遡ってわからないところから丁寧に教えてほしい。このように、わからないところまで遡って教えてくれる塾を捜したがなかった。夜は9時頃までOK。
テストの評価があがることで、自主性が高まる。 素直な子どもなので、面白いひとがいるところに行きたい。送迎可能。～21
小学校も範囲を広げてほしい。 学童で勉強を教えてくれないのでしてほしい。
意欲がない子どもが多いと思うので、強制的に参加するよう、学校など補習のような形で実施してほしい。
中主で実施してほしい。 個別で週に 1～2 回。自転車でも行かせられる。22 時まで。
さかのぼって抑える。居場所的要素と年齢の近いお兄さんとか。 職業人も可。22 時には家に。
何のために勉強するのかを教えてほしい。進路に関し、専門家の意見がほしい。 送迎可能。～21 時。
学力向上。英語は特に教えられないのでお願いしたい。友達も多く、サポートしてもらえる体制が望ましい。送迎もしてほしい。18:30～20:30 ぐらい
今以上の学力をつけられるような塾をしてほしい。 母子家庭への支援が必要。

学校の授業の抑えをマンツーマンでしてほしい。 学校でしてほしい。反抗期の対応もお願いしたい。18-21 送迎可能
学力向上。普通にしたい。18-21、19-22 ぐらいか
進学より基礎。中学校で補習などしてほしい。友達と一緒にがいいのでは。
わからないところをわかるまで付き合う。勉強の仕方を教えてほしい。
テスト勉強の仕方がわからないようなので、やり方を教えてほしい。 丁寧なサポートをしてほしい。やる気の問題か？
基礎固めをしてほしい。 教室形式ではなく、個別・少人数。金銭的にきついで無料で。
高校もサポートしてほしい。高校からの塾の費用が高くなる。 精神的なサポートもしてほしい。
土日や夜に開催して居場所となるような場所にしてほしい。
とにかく早くしてほしい。居場所として開催してほしい。送迎もできるし～21 時まで可能。
学校の授業のサポートをしてほしい。送迎OK、18-21 ぐらいか。
1:1 対応。
少人数で学校の授業のフォロー。 学校の教室や近く、コミセンなど。和室がいいのでは？
ものづくりが好きなので、インターネット関係の仕事をやりたい、ITになりたいと言ってはいるが、ちゃんと勉強しないといけない、なりたい職業になるためには勉強が大事だと教えてほしい。学習の習慣づけができることが一番の希望。勉強の仕方を教えてほしい。たとえば数学が解けたときの嬉しさがわかればやる気が出ると思う。
学習の方法を教えてほしい。土日の午後など希望。
塾の費用が心配なので、無料で。少人数のほうが聞きやすい。 中主の近くか送迎希望。
中学校になると親で教えられる。 費用が心配。送迎もできる。
算数や英語は家で教えられるので教えてほしい。 基本を押さえて、高校までやってほしい。
金銭面の問題のみ心配。無料で。
心のよりどころ、子どもが勉強でわかっていない基礎をわかりやすくマンツーマンで教えてほしい
小学校の息子にしてほしい。集中力がつくような取組。 個別、職業の意識づけなど必要。
苦手な課題を教えてほしい。いろんな大人と合わせてほしい

○野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱

平成23年6月15日

告示第113号

改正 平成24年3月26日告示第45号

平成24年6月1日告示第116号

平成25年3月29日告示第34号

平成26年4月1日告示第29号

平成27年3月24日告示第45号

平成27年4月1日告示第81号

(設置)

第1条 この告示は、社会問題化している自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図るため、野洲市市民相談総合推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- (2) 啓発活動に関すること。
- (3) 委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、市民部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(情報等の管理)

第5条 委員長及び委員は個人情報の取り扱いについて、野洲市個人情報保護条例（平成16年野洲市条例第10号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮し、相談事案の支援及び解決に関する目的以外に利用し、又は外部に提供してはならない。

(部会)

第6条 委員会は、次に掲げる部会を設けることができる。

- (1) 生活困窮者支援対策連絡部会
- (2) 自殺防止対策連絡部会
- (3) 人権対策連絡部会

2 前項に掲げる部会の構成員及びその長は、委員の中から委員長が指名する。

3 第4条の規定は、部会における会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

4 部会長は、部会において審議した結果を委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市民部市民生活相談課において処理する。

(平25告示34・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月15日から施行する。

(野洲市住民・人権相談総合推進委員会設置要綱及び野洲市多重債務対策連絡会議設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 野洲市住民・人権相談総合推進委員会設置要綱（平成16年野洲市告示第146号）

(2) 野洲市多重債務対策連絡会議設置要綱（平成21年野洲市告示第150号）

付 則（平成24年告示第45号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年告示第116号）

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

付 則（平成25年告示第34号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年告示第29号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年告示第45号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年告示第81号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平24告示45・平24告示116・平25告示34・平26告示29・平27告示45・一部改正）

政策調整部企画調整課職員

総務部人事課職員

総務部総務課職員

総務部人権施策推進課職員

総務部人権センター職員

総務部野洲地域総合センター職員

総務部市民交流センター職員

総務部税務課職員

総務部納税推進課職員

市民部生活安全課職員

市民部協働推進課職員

市民部市民生活相談課職員

健康福祉部社会福祉課職員

健康福祉部障がい者自立支援課職員

健康福祉部障がい者自立支援課地域生活支援室（障がい者虐待防止センター）職員

健康福祉部子育て家庭支援課職員

健康福祉部こども課職員

健康福祉部子育て家庭支援課家庭児童相談室職員

健康福祉部高齢福祉課職員

健康福祉部健康推進課職員

健康福祉部保険年金課職員

都市建設部住宅課職員

環境経済部環境課職員

環境経済部商工観光課職員

環境経済部上下水道課職員

教育委員会事務局教育総務課職員

教育委員会事務局学校教育課職員

教育委員会事務局人権教育課職員

教育委員会事務局生涯学習スポーツ課職員

野洲市地域包括支援センター職員

野洲市子育て支援センター職員

野洲市ふれあい教育相談センター職員

野洲市発達支援センター職員

野洲市多重債務者包括的支援プロジェクトについて

○目的

経済状況の低迷に伴い、生活困窮者が増加している中で、市税等を滞納している市民が多重債務に陥っていないかを積極的にお尋ねし、該当すれば債務整理と併せて各課連携のもと生活再建を図り、結果として収納率の向上を図ろうとするものです。

ここまでは、平成 19 年 4 月に国の多重債務者対策本部で決定された「多重債務問題改善プログラム」に基づき、本市においても従来からの多重債務対策連絡会議で取り組みを進めてきましたが、今回のプロジェクトでは、もう一步進めた取り組みとするため、特に税や使用料等の徴収を行う部門をプロジェクトチームメンバーとして、情報交換等により横の連携を図り、「チーム市役所」として多重債務者の掘り起こしや、債務整理の決断説得、税や使用料等の滞納情報と分納計画の一元化をはかり、法律家の協力・支援を得て納付を図るとともに、生活再建の支援を行政の総合的で行い取り組もうとするものです。

○具体的な取組

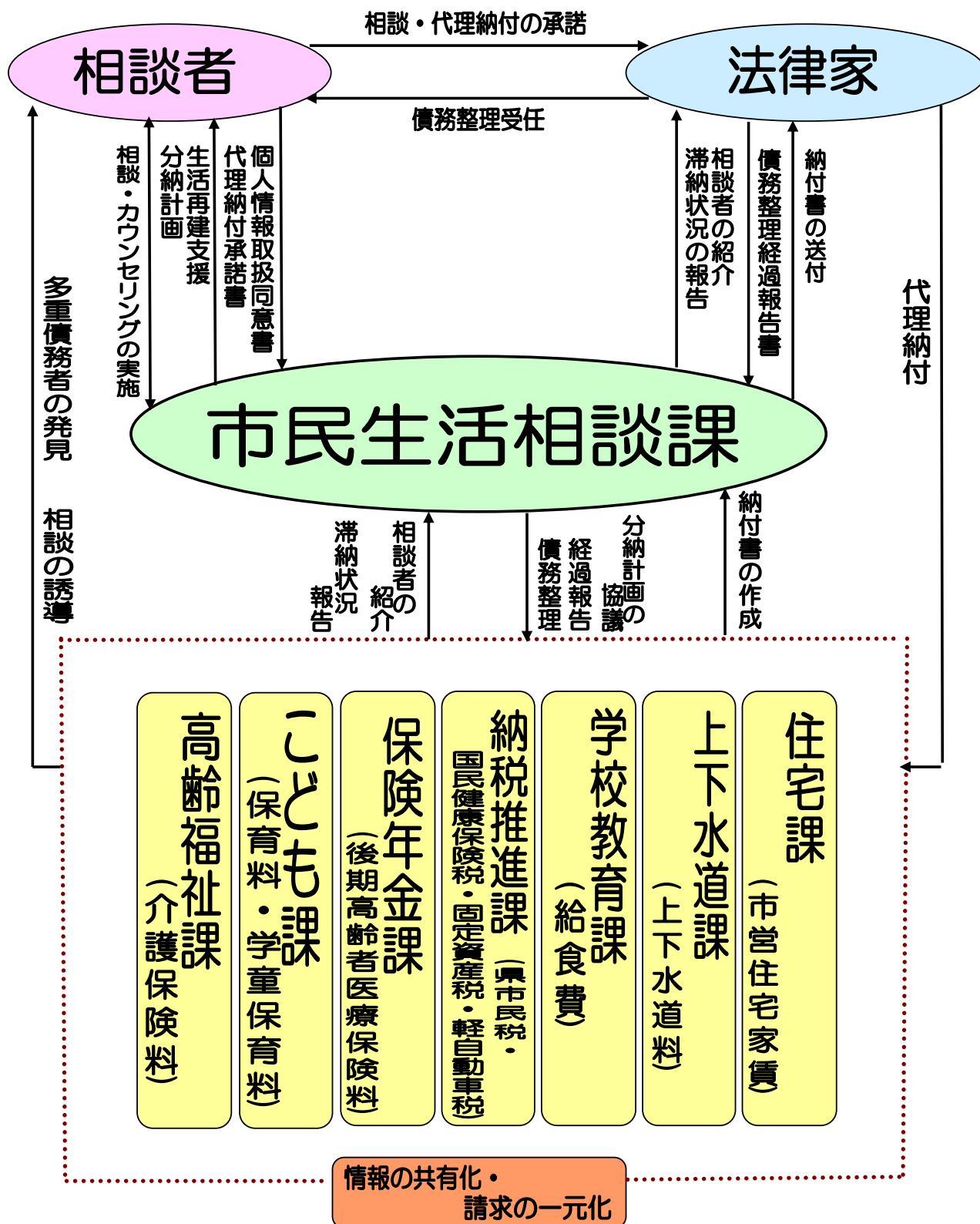
各課においては、従来以上に積極的に催告書への法律相談チラシ（多重債務解説付き）の同封や、滞納している市民に接するときに、滞納理由が借金ではないかと注意を払い、聴き取りのなかで多重債務に陥っている事がわかれば、市民生活相談室に相談するように促し誘導をします。

市民生活相談室でカウンセリングを実施し、聴き取った内容と、債務整理や生活再建の目処等について、法律家の相談を紹介すると共に、プロジェクトチームメンバーに情報提供し、これまで各部門が個別に行っていた請求をまとめ、相談者の生活や家計も考慮した分納計画に役立てます。

この際に、市役所と相談者との間で、個人情報取扱同意書並びに、過払い金を回収した際に税金等を受任した法律家が納付して頂く、代理納付承諾書を取り交わし、個人情報の保護に配慮します。

そして、債務整理を受任する弁護士等法律家と緊密に連携し、債務整理とともに過払い金等で税や使用料の計画的な納付につなげていきます。

野洲市多重債務者包括的支援プロジェクトの流れ



(実施規則別記様式) 野洲市生活困窮者支援事業相談申込書

※ID		受付日	平成 年 月 日	受付者	
■基本情報 (書ける範囲でご記入ください。)					
ふりがな			性別	□男性 □女性 □()	
氏名			生年月日	□大正 □昭和 □平成 年 月 日 (歳)	
住所	〒 -				
電話	自宅	() -	携帯	() -	
家族	同居者	□有(自分を含んで____人) □無	別居の家族	□有() □無	
	婚姻	□未婚 □既婚 □離別 □死別 □その他()	子ども	□無 □有(人 →扶養 □有 □無)	
健康状態	□良い □良くない/通院している □良くないが通院していない (通院先:) (服薬・既往歴等:)				
住居	□持家 □借家 □野宿 □賃貸アパート・マンション □会社の寮・借り上げ住宅 □その他() ※ローン・家賃: 万円/月				
収入状況	世帯収入(円)	本人収入(円)	貯金所持金	貯金所持金(円)	
借金	□カード(万円) □消費者金融(万円) □銀行(万円) □知人(万円)				
滞納状況	□電気 □水道 □ガス □家賃 □電話 ※食事: 朝・昼・夜 □住民税(市・県民税) □固定資産税 □国民健康保険税 □国民年金 □()				
年金	□受給中(年金 円/2 箇月 年金 円/2 箇月) □未加入 □不明 □加入中(□厚生・共済年金 □全額納付 □一部納付(3/4・半額・1/4) □全額減免 □納付猶予 □滞納				
健康保険	□社会保険 □国民健康保険(普通・短期・資格) □未加入 □不明 ※国民健康保険の場合(□全額納付 □減免() □分納 □滞納)				
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名		ご本人 との関係	□家族(本人との続柄:) □その他()	
	電話	() -			

■ご相談の内容(お困りのこと)

ご相談されたい内容に○をつけてください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をつけてください。

病気や健康、障害のこと	住まいについて	収入・生活費のこと
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について
仕事探し、就職について	仕事上の不安やトラブル	地域との関係について
家族との関係について	子育てのこと	介護のこと
ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない
その他()		

■同意欄

野洲市長 様

私は、生活困窮状態の解消と生活の再建の目的のために限り、野洲市が実施する野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱に基づき、同委員会の委員において、私の個人情報を収集し、保有し、及び利用すること並びに外部(弁護士、司法書士、社会福祉協議会、公共職業安定所等)に提供することに同意します。

平成 年 月 日

本人署名 _____ 印

■ご相談したいことや解決したいことなど

■支援メニュー

申込メニュー		利用希望	備考
1	自立相談支援事業	☐ 有 ☐ 無	
2	住居確保給付金事業	☐ 有 ☐ 無	
3	家計相談支援事業	☐ 有 ☐ 無	
4	学習支援事業	☐ 有 ☐ 無	
5	その他の事業	☐ 有 ☐ 無	

※スタッフ記入欄

※当初 相談経路	☐ 本人自ら連絡(来所) ☐ 本人自ら連絡(電話・メール) ☐ 家族・知人から連絡(来所) ☐ 家族・知人から連絡(電話・メール) ☐ 自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた ☐ 関係機関・関係者からの紹介(関係機関・関係者名: _____) ☐ その他(_____)
※チェック 項目	☐ 病気 ☐ けが ☐ 障害(手帳有) ☐ 障害(疑い) ☐ 自死企図 ☐ その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) ☐ 住まい不安定 ☐ ホームレス ☐ 経済的困窮 ☐ 多重・過重債務 ☐ 家計管理の課題 ☐ 就職活動困難 ☐ 就職定着困難 ☐ 生活習慣の乱れ ☐ 社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む) ☐ 家族関係・家族の問題 ☐ 不登校 ☐ 非行 ☐ 中卒・高校中退 ☐ ひとり親 ☐ DV・虐待 ☐ 外国籍 ☐ 刑余者 ☐ コミュニケーションが苦手 ☐ 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) ☐ 被災 ☐ その他(_____)
※対応結果・方針	☐ 1. 情報提供や相談対応のみで終了 ☐ 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) (→つなぎ先の制度・専門機関: _____) ☐ 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む ☐ 4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する ☐ 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)

相談申込・受付表

就職希望内容	
就労状況	☐ 就労・就学している ☐ 転職先を探したい・探している(現在有職) ☐ 就労予定 ☐ 仕事をしていない(仕事は探していない) ☐ 仕事を探したい・探している(現在無職) ☐ 対象外(子ども,高齢者等)
	(職場・学校名: _____) (雇用形態: _____)
最終学歴	☐ 中学(高校未入学) ☐ 中学(高校中退) ☐ 高校(大学中退) ☐ 特別支援学校(学級含む) ☐ 専門学校 ☐ 専修学校・各種学校・職業訓練校 ☐ 高等専門学校 ☐ 短大 ☐ 大学・大学院 ☐ その他(_____)
所持資格・免許	普通自動車免許
希望職種	
希望形態	正社員 ・ パート ・ 派遣 ・ 臨時 ・ 嘱託 ・ その他(_____)
勤務時間	時 分～ 時 分 () 時間/日 ・ () 日程度/週 夜勤 ・ 交代
	休日: 土 ・ 日 ・ 祝 その他(_____)
勤務地	野洲市 ・ 守山市 ・ 近江八幡市 ・ 栗東市 ・ 草津市 ・ その他(_____)
通勤方法	自動車 ・ 電車 ・ バス ・ 自転車 ・ その他(_____)
給料	月額 _____ 円 / 日給 _____ 円 / 時給 _____ 円
優先順位	職種() 時間() 勤務地() 給料() 休日() 保険加入()

職務経歴(新しい順)			
事業所名	仕事内容	勤務期間	離職理由
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
最終退職日: 年 月 日		働いていた期間(合計): 年 ヶ月	
直近の離職後 期間	☐ 6ヵ月未満 ☐ 6ヵ月～1年未満 ☐ 1年以上～2年未満 ☐ 2年以上 ☐ 仕事をすることがない		
<その他>			

もっとしっかり安全・安心
生活弱者発見 緊急連絡プロジェクト
～入居者（市民）の命を守り隊～

(資料5)

1、背景

高齢、障がい、貧困等さまざまな要因から、地域において孤立化する生活弱者の問題がクローズアップされている。孤立化の結果として、平成23年度末には、さいたま市や立川市で餓死事件が発生した。また、発見される際、死後数カ月経過した状態で発見され、その発見は不動産管理会社やガス会社からの連絡によるものであった。

国においても平成13年から幾度にわたり「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」(最新は平成24年2月23日)通知が出され、電気、ガス等の滞納状況等から、福祉事務所への連携がうたわれているが、個人情報保護の観点から実際なかなか進まない現状がある。

この4月には消費者庁からも個人情報の適切な共有について発信されており、生活弱者からのSOSをいち早く発見し、必要な支援を届ける方法を模索したい。

2、目的

家賃滞納や新聞・郵便物が溜まる等のSOS情報から助けが必要な生活弱者を発見し、いち早く「命を守る行政サービス」へつなげ、生活再建を進めることを目的とする

3、対象

市内の賃貸住宅に居住する、自ら市役所へ相談することが難しいとされる、地域から孤立した生活弱者など

4、方法

- ・家賃滞納等SOS ⇒不動産管理会社が本人の状況確認 ⇒SOSを発見！
⇒本人の同意の元に市役所へ連絡 ⇒行政サービスを活用し生活再建支援の実施

例)失業 ⇒就労支援・住宅手当等 借金 ⇒債務整理
その他、消費者相談・健康・メンタルヘルスなど

5、期待される効果

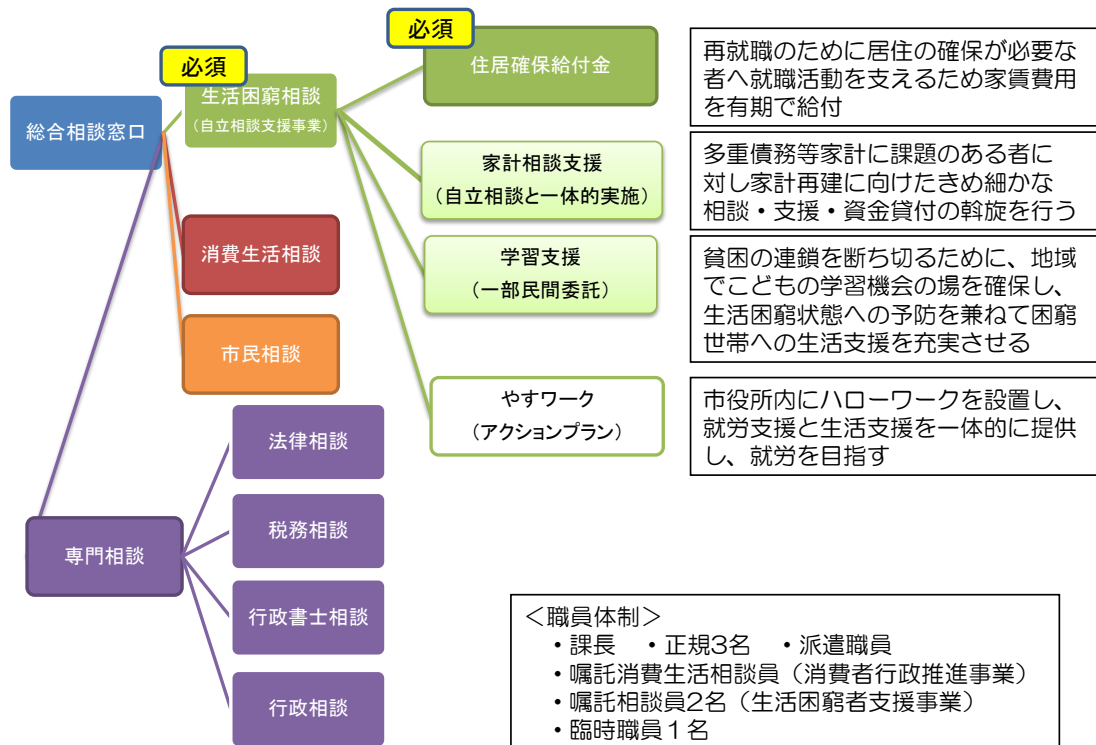
- ・市民は、早期に発見してもらえることで、命が守られ、生活再建が出来る
- ・不動産管理会社（貸主）は、孤立死などが防げ、資産価値が守られる
- ・市役所は、市民の命が守れ、安全・安心なまちづくりにつながる

6、その他

- ・野洲市の民間住宅入居数 3043世帯（平成22年国勢調査）
- ・現在の協力不動産管理会社（10社）の管理数 2083戸（68.5%）



平成27年度 市民生活相談課の業務・体制

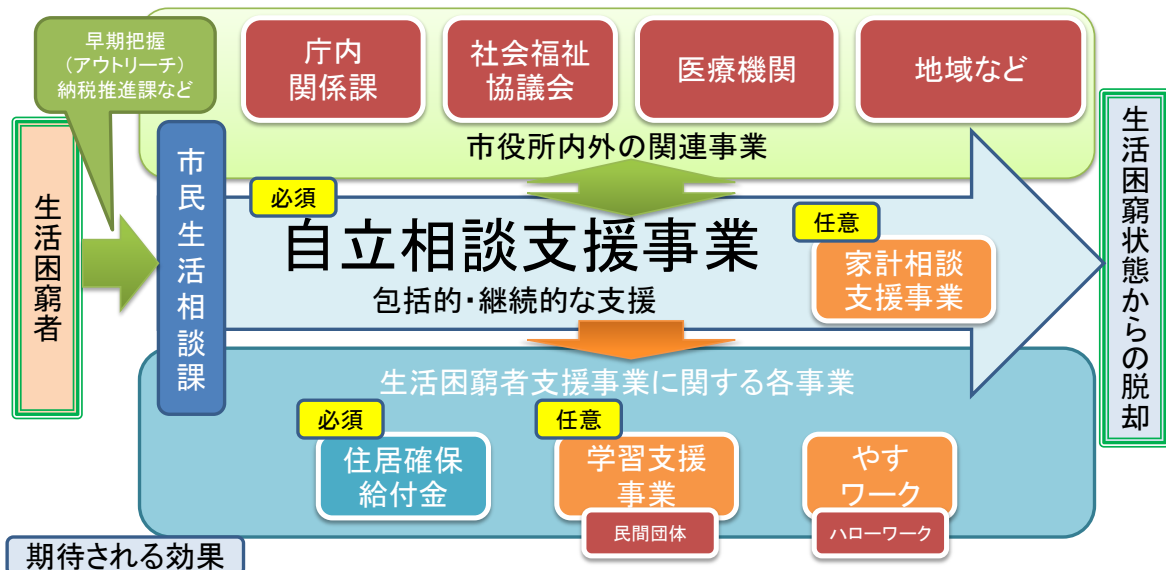


平成27年度 野洲市生活困窮者自立相談支援事業について

必須事業
¾国負担

事業概要

- 野洲市における自立相談支援事業は、市民相談総合推進委員会設置要綱を踏まえ、総合相談窓口の機能を生かし直営により実施。
- 平成23年度より実施してきたパーソナル・サポート・サービスモデル事業、本事業のモデル事業の実績から市民生活相談課が担当。
- 庁内関係課や外部関係機関との連携から生活困窮者の早期発見を行い、市役所等の総合力で生活困窮者支援に取り組む。
- 学習支援事業等生活困窮者支援事業に関する各事業は自立相談支援事業の強化を図るメニューとして位置づけ実施する。
- 在宅状態から就労等による社会参加に向けて、生活支援と就労支援を一体的に提供するやすワークの活用を進める。



平成27年度 野洲市住居確保給付金事業について

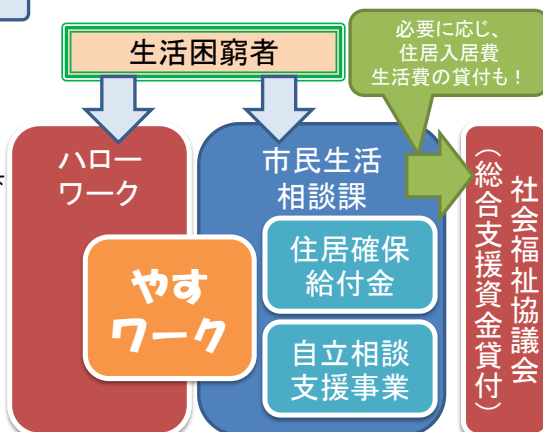
必須事業
¾国負担

事業概要

○ 就労意欲・能力のある離職者のうち、住宅を失った、または失う恐れのある人を対象に、住宅の確保（住宅喪失の予防）と再就職の支援を実施。市役所とハローワークによる支援をやすワークを中心に、賃貸住宅の家賃を有期限で支給（生活保護の住宅扶助額）。
※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を制度化された必須事業。
○ 平成26年度までは、社会福祉課にて実施。法律の本格施行に伴い業務を移行する。

野洲市の住居確保給付金事業の要件等（概要）

- 支給対象者
離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、
現在住居がない、もしくは住居を失うおそれのある者
- 支給要件（野洲市）
 - ① 収入要件：
基準額（市町村民税均等割の非課税限度額の1/12）
＋住宅扶助家賃額（単身：3.5万円 2人：4.2万円 3人：4.6万円）以下
※ 単身（扶養なし）11.3万円以下、1人扶養15.7万円以下
 - ② 資産要件：基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下
 - ③ 就職活動要件：原則週1回以上の求人先への応募、
ハローワークでの月2回以上の職業相談、
自治体での月4回以上の面接支援等
- 支給上限額（野洲市）
単身：3.5万円 2人：4.2万円 3人：4.6万円
- 支給期間
原則3か月間
（就職活動を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



期待される効果

- 通常、受給後の職業相談や面接支援は、ハローワークと市役所それぞれに出向いて対応する必要があるが、やすワークを活用することで就労支援と生活支援をワンストップに提供することができ、効率的で効果的な支援が行える。
- 支給期間は3か月ごとの更新で通常最長6か月。自立相談支援事業が実施する就労支援を受けることで最長9か月間に。

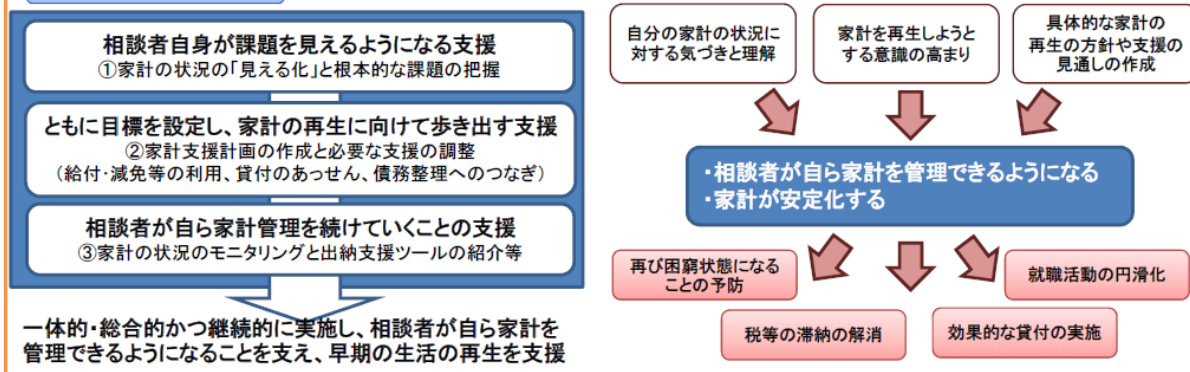
平成27年度 家計相談支援事業について

任意
1/2補助

事業概要

- 家計相談支援事業は、
 - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）し、相談者の状況に応じた支援計画を作成
 - ② 生活困窮者の家計の再生に向けたきめの細かい支援（公的制度的利用支援、家計表の作成等）
 - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
 - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 今年度は自立相談支援事業と一体的に実施し、より一層の相談支援の事業効果を期待する

支援のイメージ



期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。
- 自立相談支援事業と一体的に実施することで、相談支援の事業効果が加速する。

新規

平成27年度 学習支援事業について(委託)

任意事業
1/2国補助

事業概要

- 教育と福祉が一体的に取り組み、生活困窮世帯の子ども(中学生)や世帯への学習支援・生活支援を行う
- 学習機会の保障を行い、学習習慣を身につけ、貧困の連鎖を断ち切る、貧困に陥ることを予防する
- 社会人との交流を通して、自分の将来(仕事など)について考える
- 子どもへのアプローチから生活困窮世帯を発見し、生活支援を届け、生活困窮状態からの脱却を図る
- 本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築する

野洲市学習支援 YaSchool(ヤスクール)

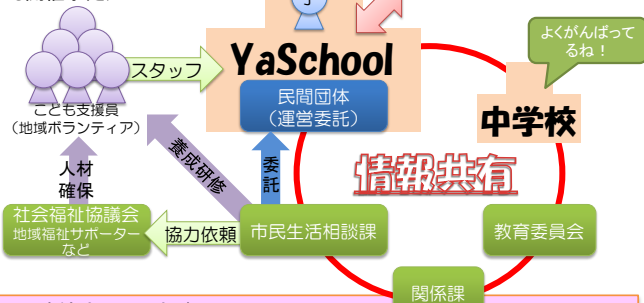
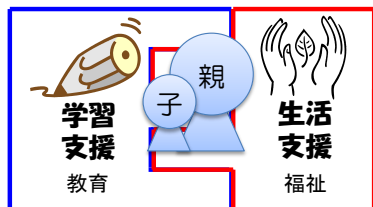
- ・目的:①子どもたちに対し、貧困連鎖を断ち切る、貧困に陥ることを防ぐために、学習習慣を身につけ、生き抜く力を身につける
- ②生活困窮世帯に必要な生活支援を届け生活困窮状態からの脱却を図る
- ③本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築する
- ・対象:市内に在住する中学校1～3年の子どもがいる生活困窮世帯を対象とする。
- ・方法:学習支援に関する経験を有する民間団体に委託し、実施する。
各専門家の社会人が対応し、将来の職業感を醸成。食育の観点のプログラムも実施。
コミュニティセンターを活用し週1日夜間、(長期休暇は別日も開催予定)

★教育委員会と連携して実施
学校での副教材を活用

⇒副教材に取り組むと、学校での評価が上がる!
⇒評価が上がると子どものモチベーションアップ!!

運営協議会 メンバー

- ・民間団体
- ・野洲市社会福祉協議会
- ・教育委員会
- ・各中学校、学校教育課、人権教育課
- ・協働推進課
- ・社会福祉課
- ・子育て家庭支援課
- ・市民生活相談課



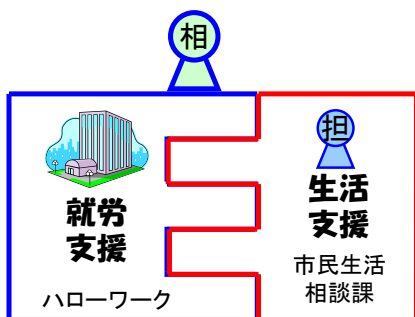
期待される効果

- 学習機会の保障を行うことで、子どもの学力が向上し、貧困の連鎖防止、予防が行える。
- 教育と一体的に支援を行うことで、子どもから生活困窮世帯へのアプローチが可能となり、生活支援が届けられる。
- さまざまな職業の大人と触れ合うことで、子どもの進路選択などに幅が広がる。
- 本事業が地域の拠点となり、最終的には、地域で地域の子どもの地域で育てる体制が構築される

平成27年度 やすワークについて

事業概要

- アクションプランを活用し、市役所内にハローワークと一体的実施施設(やすワーク)を設置し、ハローワークの就労支援と市役所の生活支援を一体的に提供し、よりよい就労を目指す取り組み。
- ハローワークと同等の機器を設置し、ハローワークから就職支援ナビゲーターを派遣してもらうことにより、ハローワークと同等の情報やサービスで支援できる体制を整備。
- 対象は生活困窮者等。10時～16時の1枠45分間。毎日開所。完全予約制(市民生活相談課が受付)。



一体的実施

期待される効果

- ひとり親支援、生活保護、住宅困窮などの生活困窮者を対象に実施することで、就労支援を集約し効率化を図る。
- 市役所にハローワークを設置することで、就労支援の効果が上がる。
- ハローワークが市役所にあることで相談のきっかけができ、相談者の発見ができる。

